

令和6年12月10日  
(火曜日)

令和6年 第6回幌延町議会（定例会）  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第1号 専決処分の報告について  
(公営住宅宮園団地1号棟改修工事請負契約の変更)
- 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度幌延町一般会計補正予算(第4号))
- 8 議案第1号 幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第2号 幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 10 議案第3号 令和6年度幌延町一般会計補正予算(第5号)
- 11 議案第4号 令和6年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第5号 令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)
- 13 議案第6号 令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第7号 令和6年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 15 議案第8号 令和6年度幌延町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 16 議案第9号 令和6年度幌延町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 17 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
- 18 発議第2号 閉会中の継続調査について  
閉会宣告

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日程第 9	議案第 2 号
日程第 1		会議録署名議員の指名	〃 10	議案第 3 号
〃 2		会期の決定		休憩宣告
〃 3		諸般の報告		開議宣告
〃 4		行政報告	日程第 11	議案第 4 号
〃 5		一般質問	〃 12	議案第 5 号
		休憩宣告	〃 13	議案第 6 号
		開議宣告	〃 14	議案第 7 号
日程第 5		一般質問	〃 15	議案第 8 号
〃 6		報告第 1 号	〃 16	議案第 9 号
〃 7		承認第 1 号	〃 17	発議第 1 号
		休憩宣告	〃 18	発議第 2 号
		開議宣告		閉会宣言
日程第 8		議案第 1 号		

出席議員（7名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

欠席議員（1名）

1 番	高 橋 秀 明
-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総務企画課長	早 坂 敦
総務企画課参事	山 本 基 継
住民生活課長	村 上 貴 紀
保健福祉課長	島 田 幸 司
産業建設課長	角 山 隆 一
教 育 次 長	伊 藤 一 男
国民健康保険診療所事務長	古 草 勝
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
総務企画課長補佐	梶 淳
住民生活課長補佐	伊 藤 崇

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
-----------	---------

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
書 記 係 長	藤 田 秀 紀

(10時00分開会)

議 長 西 澤 裕 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において4番、高橋秀之君、5番、植村敦君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日12月10日から12日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日12月10日から12日までの3日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4「行政報告」を行います。

初めに一般行政について、報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について御報告いたします。

まず始めに、幌延町貢献表彰について御報告いたします。

11月3日、文化の日に幌延町表彰式を挙行し、問寒別西地区森林愛護組合長として、平成3年4月1日から令和6年3月31日まで33年間、本町の森林愛護の中核となり、組合員相互の連携のもと、森林火災予防及び愛林思想の普及のために尽力され、森林愛護及び保護育成に貢献された吉原 招一 氏を表彰させていただきました。

本表彰は、町の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって町勢の振興に寄与した方、又は、衆人の模範と認められる行為があった方の功績や事せきを町民の総意によりこれをたたえ、町民の愛町精神を一層助長させ、町の発展に資することを目的として行われるもの

であり、吉原氏に対して、町民を代表いたしまして深く感謝を申し上げます。

次に、幌延町交流拠点基本構想について御報告いたします。

令和5年11月27日、幌延町まち・ひと・しごと創生会議へ諮問した、幌延町交流拠点基本構想については、町が示した施設の整備内容や整備場所に対する創生会議での審議を終え、令和6年11月8日、答申を受けました。

答申に関する創生会議での審議では、一部の委員から複合的な施設整備に反対する意見もありましたが、施設の整備内容や整備場所は、概ね適切である旨の答申となりました。

町では答申を受け、その内容を反映した幌延町交流拠点基本構想（案）を作成し、現在、パブリックコメント手続きにより、町民から広く意見を受け付けているところです。

今後は、町民の皆さんから出された意見の構想への反映等について検討し、検討結果等の公表後、年内に構想を樹立したいと考えております。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第6回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます

議長 西澤裕之君

次に、教育行政について報告を求めます。

教育長 青木順一君

幌延町議会12月定例会の開催に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

それでは、学校教育について申し上げます。

9月から10月にかけて、学校祭、学習発表会、学芸会が開催され、普段の子どもたちの成果を発表する場となりました。

これらの学校行事での子どもたちの変容として挙げられるのは、自律と協働の力が付いてきたということです。この学校行事を成功させるために、自分は何をしなければならないのか、友達と協力してどのように観客に喜んでもらおうか。子どもたち自身で考えたダンスや劇等を見ていると、まさに4月に説明した教育行政方針にあります自分で考え、他者と対話しまわりの力を活用しながら判断し、決定して行動していく力が身についてきたと実感した学校行事でした。これらの行事に参加していただきました議員の皆様には、この場を借りて感謝を申し上げます。

また、11月13日に行われたこども議会では、議員の皆様の協力を得ながら、中学生が考える地域創生に対する考えやアイデア、ふるさと幌延町に対しての思いや願いを具体的に質問している姿にとっても感動したところです。

管理職の研修として、11月6日に幌延町・豊富町合同学校経営協議会、そして教職員の研修として11月22日に幌延町教育研究大会が問寒別小中学校で会場に開催され、学校経営の在り方や実際、授業改善の方法等について研修を深めました。さらに、文化芸術活動として、第44回幌延町少年少女文化祭・作品展を11月6日から13日まで幌延地区で、11月15日から24日まで問寒別地区で開催しております。

10月と11月に開催されました中学校の体育文化連盟主催の全道及び全国大会への出

場状況ですが、11月9日に稚内市で開催されました第27回中学校秋季バレーボール大会に本校の男子6名が稚内合同・幌延中として出場し優勝。本校の女子5名が稚内南・稚内東・幌延中の合同で出場し優勝しております。それぞれ、1月5日から芦別市で開催されます第45回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会予選会に出場します。

また、11月20日に札幌市で開催されました全道英語暗唱大会に幌延中学校3年の濱下心暖さんが出場しております。今後の益々の活躍を期待するところです。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育事業では、10月8日から4日間で心象館において作品展示替えをはじめ、10月25日に舞台芸術鑑賞事業「ほろのべ落語会」を開催、そして「チャレンジ教室」「子ども運動教室」等を例年どおり開催いたしました。

少年団活動等の全道及び全国大会への出場状況ですが、バレーボール少年団が、11月2日に稚内市で開催されました第44回イエスタ杯北海道小学生バレーボール道北地区大会に宗谷管内代表として、幌延ウイングガールズが女子の部に出場しております。また、11月23日深川市で開催されました、はまなす国体第33回ふかがわカップ全道小学生バレーボール大会優勝大会に宗谷管内代表として、幌延ジーライズが混合の部に出場しております。

文化活動では、9月22日に札幌市で開催された、第15回ヨーロッパ国際ピアノコンクールインジャパン地区本選自由曲3・4年生の部に幌延小学校4年の橋本英恵さんが出場し、全国大会の権利を得て、11月30日に東京都で開催された全国大会で銀賞を獲得しております。今後の益々の活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって「行政報告」を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

3 番 深 澤 博 幸 君

3番、深澤、通告により一般質問を行います。

郷土資料館の設置、管理運営についてでございますが、設立が昭和63年、1989年で、35年経過し、開基100年から約26年がたち、我が町の歴史・文化が蓄積されているべきである場所と認識しております。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 町長は郷土資料館の存在の意義をどのように考え、認識されているのか伺います。
2. 設立開館後、入館者の推移、最大の年と人数、最小の年と人数、令和5年度より以前、3年分の人数を伺います。
3. 設立開館後、展示物の配置、内容収集、模様替えなどをされた経緯を伺います。
4. 今後に向けて、どのように維持検討されていくかを伺います。

以上、明快な答弁をお願いします。

町 長 野々村 仁 君

深澤議員の御質問の1点目「郷土資料館の存在の意義」について、私からお答えします。郷土資料館は、町の歴史や民俗資料、動植物標本、鉱物資料など共同資料の収集、保存管理を目的として、昭和63年5月1日に資料館オープンをし、幌延町の歩みを知ることと学ぶことができる貴重な資料館であると認識しております。

2点目以降の質問については、この後、教育長からお答えをいたします。

教育長 青木 順一 君

2点目以降について、私の方からお答えいたします。

設立開館後の入館者の推移、人数についてですが、郷土資料館のオープンから令和5年度までの入館者数は、延べ1万2,786人となっております。これまでで一番入館者が多かった年は、やはりオープンした昭和63年度で、延べ1,903人であり、一番少なかった年は令和3年度の93人であり、入館者数は年々減少傾向にあります。過去3年の入館者数は、令和3年度は93人、令和4年度は158人、令和5年度は179人となっております。

3点目、設立開館後の展示物の配置、内容、収集、模様替えについてですが、室内展示につきましても、サロベツ泥炭地の模型、浜里堅穴郡住居跡から出土した前住民の土器、入植した人たちの開墾の様子、再現したジオラマのほか、林業、農林業、工業で使用していた道具や生活用品などを展示し、中央に設置のドーム内でサロベツ原野に生息する動植物の映像を御覧いただくことができます。

大々的な展示会模様替えについては、過去に行った経緯はないと認識しております。

4点目、今後どのように検討されていくかについてですが、教育委員会としましては、これまで同様に維持管理に努めるとともに令和元年度から動き出した管内市町村間のネットワークを活用して、近隣の学芸員等の専門家の支援を頂きながら、今後、展示替え、模様替え、修復作業等を行っていかねばと考えているところです。また、裏展示スペースも手狭なことから、新たな収集物の貯蔵場所についても事務局内で検討しているところでございます。

3 番 深澤 博幸 君

それでは、再質問させていただきます。

初めに、町長、教育長に伺いますが、この1年間に、この資料館に行かれたか、行かれてないか、回数を教えていただきたいと思っております。

町 長 野々村 仁 君

コロナ以降については、まだ、私は行ってませんが、それまでには、ちょうど修繕とか維持管理等がございましたので、行っております。

教育長 青木 順一 君

今の御質問にお答えします。

私の場合ですけれども、就任した当時、資料館というものがあるということで見させていただいたところであり、その後ですけれども、申し訳ありません、時期は覚えてないんです。うちの妻と一緒に一度見たことがある。2回ぐらいですね。ということです。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

今の答弁のとおり、あまり通っていない、視察にも行ってないような状況でございます。  
私もこの質問を行うために、先般、久しぶりに資料館に足を運びました。私、地元ですから、ある場所は分かるんですよね。玄関入るなりスリッパに履き替えてウロウロしていたら、正面の事務所みたいなどこから女性の方が出てきて、どうしたんですかって言うから、資料館見学にきたんですよって問いかけしたら、ちょっと待ってくださいと。これから照明つけますって話なんですよね。私、地元人間だから、何とかそうですかっては言えるけど、これ地方から来た方、そういう待遇されたらどうですか、これ。まして、入って左行くのか右に行くのかも分からない、案内版もなければ、たまたま正面に資料館の看板あった。これも内側ですよ、これ。看板ちゅうの普通ね、商店とかなんとかで案内版でないですか、普通、それが中にしまっているのか飾ってあるのか知らないけど、中に看板ちゅうのは、ちょっと不自然じゃないですか、これね。それと、たまたま教育委員会の書き込みっていうか、インターネットの書き込み見たら、こんな書き込みがありました。これ、観光客の口コミですね。それと同じような話をしています。建物の中に看板があり、よく分からなかったと。それから、これ、ちょっと古い話なんですけど、これ2018年4月の書き込みですね、これ。後で事情知ったらしいんですけど、わざわざ駅から降りて資料館を訪ねて行ったが、閉館してたと。その閉館の理由が、戻ってきて駅で聞いたら、雨漏りして閉館中だと、修理中で。

町長これ、自分がそういう立場だったら、どんな思いしますか、これ。わざわざ訪ねて行ってね、距離近いとこでありますよね。徒歩でわざわざ、あそこまで行って、引き帰ってきて、興味津々で行ったところが閉館だって、そんながっかりするような場所ですか、これ。

私が言いたいのは、もう少しね、案内版としてね、アナウンスを流してね、休みなら休みだって、ちゃんと告知するべきでないですかこれ。

当初で言った意義とは何ですかって町長に尋ねたときに、これ、私は思うには、教育や文化の継承や普及っていうところと観光産業にもつながるんじゃないですか、これ。

私たちも知らない町に行って、何か時間あったときに資料館を見学したいという気持ちになりませんか、これ。そういう場所が、たまたま工事のため休みだったっていう、そんな、資料館じゃないですよこれ。

この後、それに対して答弁を伺いたいんですけど、私が言いたいのは、そこで、教育に関してですけど、教育長もあんまり回数行ったことないちゅうんだけど、これ私、さっき冒頭で申し上げたね、教育の普及という意味でも、幌延っ子に文化の継承だとか歴史を知らしめるために、この資料館を利用することは、今後、考えていませんか。

### 教育長 青 木 順 一 君

質問ありがとうございます。

教育の普及についてですけども、小学生、ちょっと何年生か定かではないんですけども、その学年を通して社会の事業だと思えますけども、それをとおして自分たちの町を知ろうということで、毎年、この資料館を訪れて、子供たちが勉強してる、自分たちの幌延町、どんな歴史があるのか、どんな文化があるのか、昔の方たちはどういう生活してたのかということ学んでいる、そういうことを聞いておりますので、今後もそういう活動は大切にし

て維持していきたいのと、先ほど言いましたネットワーク、やっとなり完備しましたので、ほかの町村の学芸員とともに、資料館の方、これから看板も含めて、きれいに、対応していきたいと考えております。以上です。

町長 長野々村 仁 君

先ほども、ちょろっとお話をしましたけども、修繕等、2度ぐらい雨漏りだったり浸水だったりということがあったということ先ほどお話もしましたけども、その過程の中で、修繕中に、きちんと事前通告をしていないということ、今、御心配をいただいておりますので、今後、そういうことについても教育委員会通じながら、それぞれ報告をするなり、又は、ホームページで告知をするなり、修繕中は入られないことを通知をしていくことも大切なことの一つだと思います。

何も知らずに来て、本当にそれを目的に来たかどうかということは分かりませんが、取りあえず、ここに見に来ていただいたということだけで、そういうことがあって入れなかったということであれば、本当に駅にでも、そういう表示をしながら、2度足を踏まないような形をやっとなり執るべきだと思いますので、委員会と相談をしながら、今後そういう表示もしていきたいと、そのように考えます。

3 番 深澤 博幸 君

町長、その点、努力をしていただきたいことをお願いしたいと思います。

次、この答弁書を見たら、設立後、配置とか内容とか収集とか、何か、ほとんどしてないような状況なんですけど、当然、そうだろうと思って質問してるんですけど。私も先日行ったときに、左か右か分かんないけど、たまたま左に行ったら、何か順路があったような展開なんですよ。で、一回りして、ぐるっとしたら、まあ、確かに展示物はありますよ。展示物っていうより無造作にただ重ねてるだけなんですよ、あれ。年代も分からなかったらねえ、なんちゅうかな、物の内容も分からない、ただ、見るだけなんだわ。我々みたい、それこそ昭和生まれだったら、ある程度の雰囲気がつくけど、今の令和生まれていないのかもしれないけど、平成に生まれた方が見学したときにね、どんな道具なのか、何するものか皆目検討がつかないんですよ。

やはり、これから、この点、室内を整備しようとしているんだけど、やっぱり、その整備の仕方ね、幌延町民がこぞって来てくれて、楽しい場所、勉強になる場所、そういう資料館にしてほしいんですけど、教育委員会だけじゃあ、やはり、限界あるんですよ。やっぱり、その年代を超えてね、いろんな世代から集まっていたらね、どうしたらこの展示館が良くなるのかということ協議しながら、再度、新しい展示館物にしてほしいというのが、私、今回の質問の趣旨なんですよ。

もっと分かりやすく、きちっと整理して、一人でも多くの方に来てもらう。1回じゃなくて2回も足を運んでくれるような、そういう資料館にしてほしいなというのが願いなんですけど、教育長どうですか。

教育長 青木 順一 君

質問ありがとうございます。

私どもも同じ思いでございます、先ほど言いましたとおり、昭和63年度オープンしま

して、そのあと、令和元年度から3年ぐらいまでですかね、コロナで、ちょっと開館できないという時もありまして、やっと、最近になって、令和4年、5年ぐらいになって、やっと落ちつきまして、これからというところだったんですけども、先ほど申しましたとおり、入館者数が若干ですけども、この3年増えてきております。その辺も考えると議員おっしゃるとおり、今後、新しい人たち、幅広い人たちに対応できるように、中身の方を変えていく必要があるのかな。大々的にちょっと修繕ていうか、配置換えをしていく必要があるのかなど。そのための一つの手段として、先ほど言いましたネットワークというのができましたので、豊富町さんの方にいます学芸員の方に来ていただいたりとか、そういうふうにして、外の力を借りたりとか、今、議員御指摘のとおり、内側というか、町内にもそういう方、知っている方もいらっしゃると思いますので、そういう方たちの意見も聞きながら、今後、資料館の方、大事にして、今後、配置等、考えていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

もう一つ、ちょっと不可解なっちゃうか、先ほど冒頭にも申し上げた入館して女性の方が出てきて、入ったところが建物違う場所なんだよね。それで、何で、その資料館と保健センターっちゃうのか、これ分けて、同じ施設内で、どんな形態なのかとその経費の問題はどんななっているんですかこれ。

教育次長 伊 藤 一 男 君

事務的な関係ですので、私の方から。

こちらにつきましては、昔は農村環境改善センターということで、入ってすぐの小窓の所で受付をして、そこで入館をしていただくような形だったんですけど、今、人が置かかってない状態で、今、社会福祉協議会の方が施設を管理しているということで、そちらの方に、今、受付の方をお願いしているというような形になっております。よろしくお願いいたします。

3 番 深 澤 博 幸 君

経費の分、事務職員っちゃうですか、その人の経費だとか、その展示館の電気代とか灯油代とか、灯油代ちゅったら、入ったとき暖房も効いてないんだよね。夏の間は別にいいんだかもしらんけど、冬季間来られて、電気は消えてる、暖房は消えてるったら、誰も入る人いませんよ、これ。ここに入っただけでも、暖房、今あるから暖かいけど、無かったら寒くて寒くて、こんなところに、議場なんかいられませんよこれ。その検討策も踏まえて、もう一度、聞かして。

教育次長 伊 藤 一 男 君

経費につきましては、建物の管理費ということで、保健センターの管理費の方で見えていただいているような形になっております。

今、議員の方から暖房ということもありましたけれども、その辺についても、ちょっと、今後、配慮していければと考えております。よろしくお願いいたします。

3 番 深 澤 博 幸 君

これから検討するってんだから、検討の中に入ってくるかもしらんけど、どうも、展示館を良くしようという意図が聞こえてこないですよ。

先般、我々、議員研修で道外視察をさせていただきました。大変有意義な議員研修だと思います。その中で、視察先で、益田市の前会長がお話してくださいました、人は人を作るんだと。人は、物を作るんだと。お年寄りの言葉で、大変、貴重な体験をさしてもらったなと思って聞いてきました。そこで町長、今の展示館も含め、その説明委員がいないということなんで、やはり、物見るだけじゃなくて、言葉で伝える。要するに全国各地で、広島の原因だとか千島列島とかで語り部っていう方がおられますよね。やはり、説明員も必要かもしれないけど、そういう歴史を語れる人材の育成とか、そういうことは考えていないのか。それと、語る上で、この資料館にも必要なと思うんですけど、昔は、役場もここじゃなかったですよ。小学校のグラウンドもここじゃなかったですよ。そういう古い歴史も展示物の中に、昔はここに、こういう建物がありましたよみたいな雰囲気でも展示されたらいいのかなという、ちょっと提案なんですけど、町長、今言っている語り部ちゃうか、そういう説明員ちゃうか、歴史を語って、今の子供たちに、10年前の話しても通用しないでしょ。いや、昔は、こういうことがあって、こういう苦労があって、こういう時代があったっていうことをね、次の世代に伝えることも我々の仕事なんじゃないですか。町長いかがですか。

町長 野々村 仁 君

先ほども御質問がありましたとおり、そこは町内の人間だけではなく、やはり観光の人たちも含めて、そういう、せつかくの資産である以上は、もっと活用した方がということの中から行けば、それぞれ、そういう方々がいることにこしたことはないのかなという気はしてございます。

もともと、この教育委員会の中でも、ほかの町村と違って、学芸員的なそういう組織的なものの資料館を保存できるというか、そこを視察場所、本当に基本的な展示物だけでそういうふうにして終わらしているという成り立ちの中から、そこを受入れ体制としては、非常に脆弱なものがあったのかなという気が今しているところでもございます。

ただ、人がいないにしても語り部がいないにしても、先ほど御指摘があった、それぞれの資料館の中の展示物についての解説を、もう少し細かくしながら、誰もいなくても、その解説を見ていただきながらでもやれるという方法は、無きにしもあらずかなという気は私もしておりますので、本来、人が、マンパワーがいれば、それぞれ、そういう形ででもやれるのかも分かりませんが、なかなか今、この御時世で、何かそういう語り部的にやっていた方が、まだ、募集もしてないのに分らんべと言われればそうですけども、なかなかいないのかなと思いつつながら、そういう努力を今後重ねていながら、展示すること自体の蔵書も、先ほどお話が教育委員会の方からもありましたけども、そのネットワークによって、学芸員の方々が入ってきていただいて、いろんな打合せだったり展示の仕方だったりというのは、委員会の方としてもやっていたところですし、土器についても、復元をして、やりたいよっていう話もしていただいているところもありますから、そういうものが、新しくたて穴住居から出土されたそういう土器類も補修をしながら、みんなに見てもらえるような、そういう時期が、今のネットワークを使ってやれるのかなという気はしていますので、今まで見慣れた、1回来て見慣れて、いつも同じだというんじゃないで、やっぱり、少し変わったその展示だったり、収蔵物の中で、それぞれ興味の持つ学芸員の皆さま

んにとっては、こういうことはいいものだよねっていうお褒めの言葉を頂いているところもありますから、そういう掘り出し物を展示のし直しをしながら、魅力ある展示の仕方、展示物をそれぞれ入替えをしながらやっていくということも必要なのだと思っています。それには、やっぱり、マンパワーが必要じゃないかなと思っています。

それぞれ、また委員会と相談をしながら、どのような形で進めていくことが、今、深澤議員から御指摘をいただいた部分で充足をさせられる部分があるかということ、それから、せっかくあるもの自体は、そういう資源として、もっともっと宝として生かしていくという方法をどのように活用できるかということ検討していきたいと思っています。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

町長の前向きの答弁には感謝いたします。

それで、あえて言うならば、せっかく、これから良くしようとする場所に、先般、同僚議員の齋賀さんの葬儀に出席したときに、説教の中で中川の住職が、問寒別公民館の資料を見ていたら、問寒別の歴史みたいのを読んで、話された講和が出てきたんですよ。問寒別も昔は金の鉱脈があったとか、問寒別の歴史も触れて講和されていたんですけど、私自身も問寒別出身じゃないんで、よく分かんなかったんですけど、すごいことを問寒別してたんだなって、改めて感激したところでござございますが、ぜひ、その新しい施設にも、資料館に問寒別のこともね、やっぱり町長、あなたの故郷ですから、盛り込んでいけたらどうでしょうか。

### 町 長 野々村 仁 君

収蔵物は、大分、いろんな形で昭和の時代に集めた問寒別からもいろんなものが入っているということでもありますけども、歴史を本当に展示していくときに、それぞれのそういう歴史問寒別の集落自体もある、その姿、歩んできた姿というのは、解説文でも何かの形で展示できれば一番いいかなという気はしてもございます。

どっちにしても、どのような形が魅力ある見方であるかということと、それから、本当にまるっきり、この地域が知らないで見ていただきながら、その解説を読んでいて理解をしていただけるもの自体を、どのように構成するかということは、大変難しいことがたくさんあるかと思っていますけども、少しでも、その資料館が生かせることであれば、やっぱりそこは生かすべきものだと思います。さらには、やっぱり、語り部的に受け付け、先ほども言っていましたとおり、何しろ、臨時で窓口的に、それぞれ、受付をしていただいて、入館の処理をしていただきながら、照明をつけていただいたり、暖房が急に暖くなるわけじゃないですから、暖房がどのような時期にどういうふうな形にすればいいかということも、検討を進めながら、どういう形で展示をしていくか、私、問寒別の人間ですから、問寒別の歴史もちよびっと、なんか、ずっと、格子上の短冊にでも書いて、問寒別の歴史の流れみたいなものを張っておくこと自体も、いいなという気はしていますけども、今後検討させていただければと思います。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

13日でしたか、金田心象館でコンサートがある。常日頃、思っているんですけど、同じ敷地内でね、金田心象館も、いろんな催物が行われている。片や、今、言っている物置小屋みたいな資料館、これ何でこんなに差があるんですか。

心象館は寄附金をもらって、たくさんお金が猶予にあるから、イベントが開けるのか。これをね、心象館だけじゃなくて、歴史館も、今、先ほど言った手狭なんだって話なんですけどできないのか、やる気がないのか、その辺どうでしょう、教育長。

教育長 青木 順一 君

今ありました、今週、夕べがありますけども、心象館の方ですけども、施設のにも音楽を聞く、あとは音楽の音の響きとか、そういうのを考えると、心象館の方が適切かなということで、心象館の方で行っているのが今、現状でございます。

もし、今、できないのかっていう話もありましたけども、そういうことではなくて、今んところ、心象館の方が音楽設備というか音響設備、優れているということで使わせていただいているところでございます。もし、何かほかに、そういう音が関係ないものがありましたら、いろんなところで場所を考えながら、開催していきたいなと考えております。以上です。

3 番 深澤 博幸 君

最後の質問にいたしますが、先般、議会主催でこども議会が開かれましたよね。そのときに子供たちの提案で、中学校の体育館を今後どうするんだって話があったんですけど、この答弁にもある、狭いとかっていう回答が頂いているんですけども、その代替地としてね、体育館を資料館に有効利用するとか、いう考えはあるのかないのかを最後に伺って、終わりたいと思います。

教育長 青木 順一 君

今の御質問にお答えします。

仮に利用することをですけども、中学校の跡地、そこを利用するとしても、御存じのとおり土砂災害区域の一部指定されていることとか、あと湿気がひどいんですね。中学校ですけども、夏にかけて湿気が多くなってきて、展示のものを、もし、そこに入れたとしても、あまり良い状態で保管されないのかなと。それと、あと、もう一点としては、これも御存じのとおり、今の中学校、体育館は別としてですけども、中学校施設の維持管理費、管理経費が高まると、弾むということもありますので、中学校の利用については、こども議会でもお話ししました、慎重に検討していく必要があるのかなと考えております。以上です。

3 番 深澤 博幸 君

最後って言っていたんだけど、今の答弁聞いて、ちょっと、もう一つ、追加で質問したいんですけど、先ほど心象館の話しましたが、心象館には、やっぱり、入館者が多いと。これを資料館も建物を一緒の中にとはいかないんだけど、併設した資料館にする構想は今後あるのかないのか、町長いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

併設ということは、まとめなきゃならないというか、所蔵物自体もやっぱり違いますし、どのような形で併設ができるかっていうことが、すごく大きなネックの一つ。本当に、あそこに管理者が一人いて、両方でも見れるんなら、これ最高、一番いいことだし、それぞれ専属にそこに窓口になってくれる人が語り部になってくれると一番いいことで、今の形でいけば、本当に入館するときだけのチェック体制だけで、そういうことでお願いをしているという、本当に大変難しいところでもありますから、そうなれば一番いいんですけども、今の

現状であれば、あるものは生かして使うということ自体は考えたいですけども、今の現状や収蔵物の形からいっても、それから、心象館の収蔵物からしても、そこに空いてるスペースにそういう施設とかにもならないということを考えると、今、あの現状のままで、どのように管理をしながら、どのように充実を、あの施設で充実をさせていくか、それを考えていければなと思っています。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、3番深澤博幸君の質問を終わります。

次の質問を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

通告に沿って質問します。

通告議員名、齋賀弘孝。

問寒別小中学校について、問寒別小中学校オンライン授業の環境について2点であります。

まず、問寒別小中学校について、令和5年8月8日、第8回まちづくり常任委員会で、問寒別小中学校、存続する選択枠の一つの糸口として、山村留学の話が教育長からありました。これを進めるのに、時間も準備もいろいろな面で、御苦勞が多いと思います。

そこで質問します。

町教育委員と町内校長先生と美深町立仁宇布小中学校を令和5年7月20日視察に行きました。山村留学の特認校制度を活用しているので、これも目的の一つにあり、勉強してきたと報告されました。この山村留学制度は、今、どのように話が進んでいるのか、その進捗状況を伺います。

②今、問寒別地区において住宅の不足が大きな問題となっていますが、山村留学の受け入れとなった場合、住宅の不足は更に深刻な状況になると思いますが、どのような対策を考えているか伺います。

③現在の間寒別小中学校の教員住宅は、その一部の空教員住宅を、用途を変え、いろいろな職種、目的のために使用されています。このような利用時の冬の除雪作業について伺います。

教頭住宅から学校公務補宅に向けての生活道路、その隣の1棟2戸2列の一般住宅と移住促進住宅の生活道路、新体育館裏手の1棟2戸の教員住宅の生活道路、旧体育館裏の学習センター側、1棟2戸の教育住宅とその向かい1棟2戸の移住促進住宅間の生活道路、旧体育館3列目1棟2戸のお試し住宅の生活道路、グラウンド前1棟2戸の教員住宅と外国語指導者の入居している住宅前の冬の生活道路の確保について、どう考えているのか伺います。

問寒別小中学校オンライン授業の環境について。

11月13日に開催されたこども議会において、先生の少ない学校でも各教科の専門の授業が受けれるようにオンライン授業がスタートしたと答弁書がありました。来年度、どの程度、専門の先生は確保できるのか。また、不足した場合、オンライン授業に頼るしかないのか伺います。

週1回程度の授業の中で、映像や音声は2分から5分程、止まってしまうという報告もあった。どのように早急の対応や復旧を考えているのか伺います。よろしく申し上げます。

教育長 青木 順一 君

齋賀議員の1問目、問寒別小中学校についてに関するご質問にお答えいたします。

1点目と2点目の山村留学についてですけれども、山村留学とは、都市部の小中学校の児童生徒が、1年以上、親元を離れて、あるいは、親とともに農山漁村地域に転居し、年間を通じての自然体験や人間関係のふれあい等による体験教育を目的として、現地の学校に通学するものと承知しております。道内では、東神楽町、美深町、幌加内町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村の学校で特認校として学校運営を行い、道内はもとより、道外からも児童生徒を引き受けており、どの町村も、受入れに対して十分な住宅や寮、下宿等を確保しているのが現状でございます。

このような状況を受け止め、教育委員会としては、将来の問寒別地区の学校存続の一つとして、山村留学制度を参考としてきましたけれども、現状として、受入れに対して十分な住居や寮等を確保できないと判断し、山村留学制度の導入は、今のところ考えておりません。

3点目の教員住宅の冬の除雪作業及び教員住宅の冬の生活道路の確保についてですが、教職員が居住している住宅では、問寒別地区も幌延地区も同じく、入居者である教職員の責任において住宅周りや住宅前の通路、屋根、車庫等の除雪を行っていただいております。

続きまして、2問目の問寒別小中学校オンライン授業の環境についてお答えします。

各教科の専門である免許所有教員の確保については、学校規模に応じた教職員定数を基準としますので、現在の問寒別中学校は、管理職を含めた定数4名が上限となります。教員が不足した場合の対応については、問寒別中学校のようなへき地の極小規模校では、教科数に満たない教員配置となる場合に、1人の教員が、免許外教科の指導申請を行った上で複数の教科指導を行うこととしております。問寒別中学校では、少人数であっても専門性の高い授業を受けられるように、幌延中学校と連携した取組を継続しており、両校教員の業務負担と取組の継続性を考慮した上で、質の高い学びを実施するためにはオンライン授業が望ましいと考えております。

オンライン授業における映像や音声の途切れといった不具合についてですけれども、使用する機器や環境の影響が大きく、それによりオンライン授業の受信側である問寒別中学校の生徒が不安や不便さを感じているということを認識しております。学校現場では、通信の安定性だけでなく、オンライン授業であっても、対面授業と変わらないものとなるように実施形態を日々研究されております。映像や音声の途切れの解消については、原因となり得る使用機器、通信の接続方法、授業の実施方法や場所等について、問寒別中学校、幌延中学校の両校と教育委員会と連携し、早急に検証していく必要があると考えております。

オンライン授業の継続的な実施には課題が多くあるため、全国的にも数少なく、本町においては両校の尽力によって成立しておりますので、今後も子どもの学びの保障を第一に考えながらも、学校現場の意見を大事にし、町内児童生徒がどの地域であっても同等の教育を受けられるように配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

## 7 番 齋 賀 弘 孝

1回目の質問に対しまして、説明をいただき、ありがとうございました。

若干、説明を聞いていて、ちょっと分からないこと、また、確認したいことがありますので、改めて再質問させていただきます。

山村留学、1問目、問寒別小中学校について質問いたします。

そもそも、最初に令和5年の8月8日のまちづくり常任委員会の席で、7月20日に美深の山村留学をやっている学校に視察に行きましたと。なぜ、そこに行ったかと、委員会に聞いたとき、伊藤次長は、今後、問寒別が存続する中でそういう選択枠も一つ考えられるかなということで、勉強もさせてもらえばいいかなということで行ったという報告がありました。教育長は、問寒別は、是非、続けていきたいので、何か、こういう糸口がないかなということで、そのうちの一つとして、山村留学を考えて、見に行ったという感じだという報告をされました。

それでね、今聞いたら、どうなりましたかと。1年過ぎて今聞いたら、住宅がないと。住宅がないから十分な受入れができないということを原因として、今、この山村留学の導入は考えていないという答弁でした。住宅がないからということだけで、最初視察に行ったことができないからもうやめますということにはならないと思うんですね。住宅がないのであれば、それをどうするかということを考えていけば、教育委員会が糸口とした山村留学が一步でも前進するのではないかと考えております。この最初に特認校になるには、どのぐらいの日数が必要なんですか。

教育長 青 木 順 一 君

特任校についてですけども、申請が、大体、秋ぐらいからなりまして、申請を宗谷教育局、それと北海道教育委員会、文部科学省に申請いたしまして、それぞれの基準、内容を精査しまして、この学校なら大丈夫だということで、文部科学省から申請許可が得られると。それが、大体2月か3月。それで、4月開校スタートということになるかと思います。ただし、これについては、申請してから開校までに当たってですけども、どの地域でも同じなんですけども、山村留学、仮ですけども、山村留学受入れ協議会というものを地域で立ち上げて、きちんと、その受入れ態勢が整ったと、そのことを確認してからの開校となりますので、多分、申請してから、大分というか、数年かかるんじゃないかなと。

ほかの地域、先ほどありました東神楽とか新得、その辺、私の方でも関わってましたので、大体、数年、2、3年かかるんじゃないかなと考えております。以上です。

## 7 番 齋 賀 弘 孝 君

視察に行って導入を考えない、考えていませんという教育長の答弁だったんですけど、これは教育長の考えですか。それとも教育委員さん、一緒に視察に行った町内の校長先生方、教育委員の部署内の皆さんの統一した検討した結果、そういう答えになったんですか。

教育長 青 木 順 一 君

今の御質問ですけども、先ほど言いました住宅が確保できればということでしたけども、申し訳ありません、答弁が答弁足らずかなと思っております。住宅の確保以外にも教育委員会内で、先ほどありました教育長、教育委員会内ですかとかありましたけども、教育委

員会の事務局として、私の考えとしてもありますけれども、住宅の確保以外にも山村留学を行うのであれば、問寒別地区に協議会。先ほど協議会を設置するなど地域の理解とか協力が必要であることとか、あと、親元を離れて暮らす子供や地元で不登校、いじめ、虐待などを受けた子供たち、そういう子供たちが転校してくるところが多いので、そういう子供たちが暮らす寮、下宿、あるいは学校などにメンタルケア、これができる人材を配置することが非常に大事になってきますので、その配慮が必要であること、もろもろ、そういうことも考えながら、ちょっと無理かなと、断念した理由がございますので、その辺、御理解いただければと思います。以上です。

#### 7 番 齋 賀 弘 孝 君

その人材の配慮ということだったんですけども、大変苦勞するだろうと。今、幌延地区に義務教育を造ろうとしていますよね。前に教育長の答弁の中に、この宗谷管内に小学校の免状も持っている、中学校の免状も持っている先生が果たしているんだろうかって、まだ、それも分からないという状況で、今、これから、もう開校決まってる、先生方探すんですよ。そしたら、仮に、山村留学でそういうお世話をする人、一緒に探してくれれば何ともないんじゃないですか。それに、きっと、問寒別地区では協議会、受入れしますよ。そういうことができるんだったら、教育委員会さんが、そういうふうに先頭切ってくれるんだったら、問寒地区、協議会を作って、子供一人でも二人でも増やして、問寒別が更に賑やかになるように、行く行く将来は問寒別の人口が半分以下になってしまう、地区も無くなるところがあるっていうんだったら、そういうことを、是非、可能な限り挑戦していくべきだと思います。

住宅が無いっていうのであれば、看護師の寮と同じように建てればいいですよ。看護師募集しても来ない。住宅が無いからだ。だから住宅建てて看護師さん連れて来るんだって住宅建てるじゃないですか。1棟、2棟、二つ建ててました。今回の定例会では、看護師さんの寮を建てて、看護師さんを探す、更に今度、夜勤手当1回から時間制にするっていう何か議案が上がりましたよね。事前説明で。そういうことをして、寮を建てる、家を建てるんだから、今、問寒別地区に住宅が無いっていうのであるから、それを併せて考えれば、全部クリアできるんじゃないかと思うんですけども。

山村留学も家族で来る方もいるかもしれない。子供さんだけ季節預けるから、その面倒見てくれという方もいるかもしれない。まだ、どういう家族の人が、どういう方が来るかも分からないのに、お世話する人がいない、それから、住宅や寮、下宿等が確保できないからやめます、そこは、もうちょっと煮詰めて判断した方がいいんじゃないですか。

いや、問寒別でそういうことやるから、町、建ててくれないかって住宅、今、住宅建てるの困っているわけだから、何かきっかけがないと住宅建てれないんだから、住宅ができれば地域おこし協力隊の人もいっぱい呼べるし、問寒別の農村で、お仕事体験してみたいんだという人もいっぱいいるかもしれない。そうしたら、そういうときに住宅があるのであれば、そういうのを混ぜて建てれることになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 教育長 青 木 順 一 君

先ほど言われました義務教育学校の方ですけども、こちらの方、当面ですけども、小学校、中学校どちらかの免許があれば義務教育学校に勤務できるということですので、これだけ

はお知らせしておきます。

それと、先ほどございました断念というか、これはちょっと無理かなということでも考えたことについてですけども、先ほどありましたとおり、ちょっと繰り返しになりますけども、住宅について、それだけ地域住民の方の税金を使って、そういう住居を建てる、そういうことが効果的なのかどうか。それとか、あと、私が一番懸念してるのは、先ほど言いましたメンタルケアのできる、そういう寮母さんっていうか、そういう方が確保できるのか。その方たちが半永久的に問寒別に住んで、そして、そういう子供たちの面倒を見ていただけるのかどうか、そういう人材がいるのかどうかということですね。そういうところも含めながら考えて、ごめんなさい、先ほどの繰り返しになってしまいますけども、ちょっと問寒別地区では無理かなと。現状維持でも10数名の子供たち、これから問寒別小中学校の方に在籍するということですので、今の現状で先生方も非常にアットホームな感じで、家庭的な感じだということですので、現状維持がベストかなということでも考えておりますので、今の考えをお知らせいたします。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

教育長の今の答弁の中でね、税金を使ってそれを建てて効果があるのかなという答弁を語りましたよね。教育長の方からそういうことを議員に投げかけるのであれば、我々っていうか、皆さんどう思うか分かんないけど、私は、そしたら税金を使って、これから町内いろんな建てますよね。それを、果たして効果あるのかなって私が返したら、これ何も進まなくなりますよ。やはり、先ほど言ったんですが、教育長だけの考えなんですか。教育委員さんも、それから一緒に行った学校長さんもそういう考えだったんですか。至ったんですか。確認したんですか。

住宅ができない、そういうお世話する人もいないね。問寒別ダメだね。そういうふうになって、今、教育長お話しされてるんですか。

教育長 青 木 順 一 君

先ほどの税金を使ってっていうのは、ちょっと、私の考えということで、削除っていうかちょっと言い過ぎたなと思います。申し訳ありませんでした。

先ほどありました、行った先生と一緒に考えたのかどうか。あるいは、教育委員会の中で考えたのかどうかということでお話がありましたけども、これ正式には話してないんですけども、問寒別小中学校の校長先生、一緒に行きましたので、本当に公式の場ではないですけども、どうだろうねという話をしたところ、やはりちょっと難しいということでお話がありまして、あと教育委員会内でもお話あって、これ事務局の中ですけども、その中でもやはり難しいんじゃないかということで話がありましたので、そういう経緯があったということだけお知らせいたします。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

じゃあ視察に行って何が勉強になったんですか。

事前にそういうのは勉強して、ある程度、知識を広めてから実践している学校に行って、問寒別地区に持ってきたらどうだろうねっていうことを考えながら視察するのかなと思うんですけども、本当は、山村留学で視察に行ったのではないでしょう。たまたま行ったとこ

が山村留学だったから、こういうふうな話になっていったんじゃないかなと思うんですね。だから、住むところも確保もできないしお世話する方々も世話できないからやめましょうという話になったんじゃないかと思うんですけども、せっかく、でも山村留学して問寒別をさらに盛り上げようという教育委員会から話があったんだから、やっぱり、もうちょっとね、せっかくの話、勉強して向かってほしいなと思うんですね。もう一度答弁お願いしたいと思います。

教育長 青木 順一 君

先ほどもございましたけども、8月8日のまちづくり常任委員会の中で、確かに次長の発言の中、また、私の話の中で木質の校舎を見ようと思ってお話をしたときに、向こうに山村留学もやっていますよということでお話があったので、問寒別小中学校の中村校長先生にもお話を持ちかけて、ぜひ問寒別でもできるかどうか、可能かどうか見に行きましょうということでお話をしているところです。

先ほどもありましたけども、そういうことで、まず、仁宇布小学校の方に行った第1の目的は、今、議員からあったとおり義務教育学校、そちらの方、教育委員さんと一緒に見に行ったというのが目的の一つであり、それに対して、申し込んだときに、いや、実はうちの方では山村も留学もやっていますのでということで、その辺のお話もお聞かせ願えればということでお話ししたということが経緯であります。

また繰り返しになりますけども、持ち帰ってきて、先ほどの住宅関係、それと、あとは先ほどもありました協議会の立ち上げとか、その辺にもちょっと長い年月かかるかなと、難しい面もあるのかなということで、教育委員会事務局、中村校長先生、個人に対して申し訳ありませんけども、校長と話して、ちょっと無理かなということで、お話ししたところで、断念したところでございます。以上です。

7 番 齋賀 弘孝 君

分かりました。

問寒別のことは問寒別の人が、また、いろいろ知恵を出し合って、存続のため、もちろん存続しているんですけども、更なる発展のために、みんなで知恵を出し合っていきたいと思えます。ただ、先ほど言ったように、次長も選択枠の一つと考えられるかなということで視察に行った。教育長は問寒別をぜひ続けていきたい、何かこう糸口がないかなという、そのうちの一つとしてということでお話ししておりますので、選択枠の一つ、そのうちの一つということが、今、教育長からもうやりませんということなんで、ほかの選択枠の一つ、ほかの一つ考えられること、また一つ、問寒別のために何か考えてほしいと、それをお願いしたいと思います。

2点目に、今度、お伺いします。

冬の生活道路の確保ですね。問寒別地区の教員住宅を中心とした除雪は、これまで事業者さんがボランティアでやってくれたもので、それが急にできなくなっちゃって、先生方も業者さんも大変困っているというところです。そして、問寒別の学校は空き教員住宅ができて、そこにいろんな形で、有効活用しようということでいろんな方が入っています。特に道路に面して、問寒別の教員住宅、いろんな形で使われている空き住宅の玄関が道路に向い

ていなくて、道路と反対方向、向いているんですよ。早い話が。そこを除雪するというと、かなりの本当に労力が必要で、道路まで出るのに、そこを先生方やってくださいよっていうのは、もう先生が新しく問寒別に入ってくる前に、移住定住促進お試し住宅で、その住宅に入ってくる前に、その方々にお話ししたんでしょうか。何も冬の除雪の話は聞いていないよと。冬になっていきなり除雪すれと言われても移動される先生方、1年居れるか2年居れるか分からないのに、除雪車買って除雪するような体制になるというのが大変先生方も厳しいように聞いておりますが、どう思いますか。

教育長 青木 順一 君

今の御質問にお答えします。

転入時についてですけれども、教職員に対しては、幌延町教職員住宅入居者の心得、これを配布して、積雪シーズン前には、改めて校長会教頭会を通じて、住宅の周り、車庫等の除雪についてお願いをしております。また、その内容については、冬季間の除雪は入居者が行うこと。屋根、車庫の雪下ろしをしないことによる破損、あと、倒壊のなどに掛かる費用は入居者負担、備付けの雪囲いの設置など、そういうところが書かれております。

あと、民間の方も一緒に住まわれておりますので、そのときですけれども、役場のそれぞれの担当課の方から、入居の際に、除雪は自己責任でやってもらうように伝えて聞いております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

それで、現場に生活している先生方からは、御苦勞の話だとか、そういうことはないんですか。また、先日の話でも委員会でもありましたが、問寒別の教員住宅の空き住宅の除雪とか屋根の雪、車庫、除雪は誰が行って倒壊を防ぐんですか。そこに行くまでの除雪の道路が確保されていないから、いきなり行っても、なかなか除雪が難しいと思うんですけれども、どう考えますか。

教育長 青木 順一 君

教職員の住宅に関してですけれども、大変なことは教育委員会としても承知しております。

この地域に住んで、私の方も大変だなと思っておりますので、ほかの住宅同様、あくまでも入居者の責任において対処していただいているところが実態であります。

また、空き住宅の所ですけれども、これは自助、共助、共助の方の精神になるかなと思いますけれども、周りの方、あるいは隣の方、地域の方、協力しながら、その辺、屋根、あとは車庫、あとは生活道路の確保、一緒に除雪をしているということで聞いております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

はい、分かりました。

もう生活道路、自分の家の前の道路に出るまでの除雪は、もう、その住宅に住んでいる民間の方、先生方はそれぞれやってくださいということなんでしょうが、問寒別に行ったら、もう、家の前のあんな雪をスコップで除雪するっちゃうのは大変だから、問寒別の学校にはもう行きたくないよということのないようによろしくお願いします。

教育長 青木 順一 君

御指摘ありがとうございます。

その辺ですけれども、やはり除雪の多い地域という所で、幌延地区よりも問寒別地区の方が大変だということは、教育委員会事務局として重々承知の上です。教育委員会の職員も屋根から落ちた雪で窓が壊れそうだとか、暗い、そういうところで、去年ですけれども、うちの職員、若いのが数名、除雪に出かけているっていうところもありますので、今後、先生方になるべく負担にならないよう、教育委員会も協力しながら、除雪の方、対応していきたいと考えております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

除雪のことについては、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、オンライン授業についてお尋ねします。

問寒別のような所は、答弁の中にもあったんですけども、教科数に満たない教員配置をしていると。免許外の申請を行って、免許を持っているほかの教科も教えてるよということなんですけれども、中学校の方を、私、質問したんですけども、中学校のそういう教科数は幾つで、次年度はその教科数に対して専門の申請をしないで、専門の先生は何人確保されることになるのでしょうか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

今の議員の御質問にお答えします。

中学校につきましては教科数9教科ございます。先ほど説明しましたけれども、定数については、問寒別の中学校ですと、校長を含めて4名という形になりますので、専門の教科を持っている方は3名という形になりますが、これらを免外で受け持つかということで、なかなか現場の大変ということで、今、問寒別中学校の方でやっておりますオンライン授業を行うことによって、その専門性の担保をしているという形になります。というのは、幌延中学校の専門の教科を持っている方が問寒別の兼務発令をして、オンラインで幌延中学校の子供たちと一緒に授業を受けるというような形でございます。

今年度については2教科をオンラインでつないでやっているというような形になっているところです。

9教科のうち3名が配置という形になりますので、それらを兼務発令して、できるだけ専門に学べるようにというのが、今のこのオンライン授業の形態となっているところです。よろしくお願ひいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

そこで、オンライン授業が大変重要であるから、幌延中学校と問寒別の中学校をオンラインで結んで授業をするということになると思うんですけども、教育長の答弁するところのオンライン事業、平成23年5月に庁内のネットワークシステム、ウェブリーネットが完成したという報告が上がっています。そして、平成29年4月に幌延中学校とのテレビ会議システムの利用の授業が開始されたと。中1の数学。そして平成30年になって幌延中学校のテレビ会議システムの利用、遠隔授業、今度、社会科が開始されたと。どの教科を遠隔授業でするかというのは、先ほど9教科あるうちの免許を持った先生が何人来るかによって変わるのか、それとも、申請して免許以外の授業をする先生がいれば、その授業は成立するので、申請していない分の授業を遠隔授業するということになるんですか。それとも、

この先生とこの先生だけは子供たちに1対1、教壇の上から子供たちに教えたいので、こういう教科の先生は確保するというお話になるんですか。

教育次長 伊藤一男君

はい、今の御質問にお答えします。

先生方につきましては、人事異動ということで、異動が伴いますので、その年その年で遠隔をする授業については変わります。あとは、配置された先生方が遠隔授業できるできないということも加味されますので、それらを幌延中学校と問寒別中学校の先生方で協議をして、今年はこの授業、この科目をオンラインで行きますねということで、オンライン授業をするという形になります。

年間通してオンラインってということではなく、時には対面、交流事業ということで、問寒別の子供たちが幌延中学校に来て一緒に授業を受けるとか、その辺のことも織り交ぜながら、今、授業を展開しているという形になっております。よろしく願いいたします。

7 番 齋賀弘孝君

分かりました。

両校の先生の同意の下に、この授業は対面で、この授業は遠隔授業でしましようということなんで、通年やっているんじゃないよという話でした。

なおさら、では、そのときに使う機械がきちんと調子よく動いてくれないと、受ける側の生徒が戸惑いを感じると思います。ここで戸惑いを感じるというのは、私が先ほど質問した2分から5分程度、通信が途切れちゃう。この事実は以前からあったんですか。それとも、こども議会で、今出てきて、初めて知った事実なんですか。

教育次長 伊藤一男君

ありがとうございます。

こちらにつきましては、2分から5分ってということなんですけれども、議員も御存じかと思えますけれども、通信ってというのは、いつどうなるかっていうのが、不確定なところがありますので、できる限りそういうことがないようにしたいと思うんですけれども、通信上、いろいろな要因の中でそういう事例も時には発生するということでございます。それをできるだけ少なくということで、こちらの方も、先ほど議員の方からもありましたけれども、テレビ会議システムを改良したり、そういうようなことで、できるだけ授業がスムーズに行くようにと考えているところでありますけれども、いかんせん、通信の関係については自分たちの想定する以外のことが多々起きるといようなことでございます。あと、今後、考えられるのは機械の更新ですとか、その辺も、今後、検討していくということで、先ほど教育長からもありましたけれども、できる限りスムーズに授業が行えるようにということで、今、委員会の方としても、いろいろと検討している。あと、先生方とも協議をしながら、先生方同士も協議をしながら、今、できる限りスムーズに行くように検討しているというのが現状でございます。よろしく願いいたします。

7 番 齋賀弘孝君

現状は、分かっているんです。だから、初めて知ったのはいつですかって質問してるんです。

教育次長 伊藤 一 男 君

初めて知ったのというか、これは、オンライン授業始めたときから、ずっとそういう現象は多少なりとも起きているというのは、こちらも、先ほども答弁にもありましたけれども、承知しているところなんです、それを、できるだけ少なくということで、今、それぞれ、各担当、それから先生方で努力をしながら、今、進めているという形でございます。よろしくお願いたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

ということはね、私が、一番最初に質問しました平成23年5月の庁内ネットワークシステム、ウェブリーネットが完成したと、もう、その時点からよくよく通信に障害があったということなんですか。それで、その都度、それは担当者と先生の間で何とかしようと思ってきたというお話なんですけども、このシステムを作った業者さんがいますよね。この業者さんには相談しなかったんですか。どうしてこういうことになるんだと。業者さんがいれば、もっと新しい情報で何か手の施しようがあったんじゃないですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

システムの業者とも相談をしながら進めておりますので。ただ、先ほども申しましたとおり、ここの部分については100%大丈夫だっていうことが保証できるものではないので、できる限り少なく、そういう時間を、タイムラグがないようにとか、その辺は27年から比べても相当改善されてきております。ただ、途中切れるというところは、なかなか、今やっていますけれども、そこはどうしても起きてしまうっていうのは、今後、また、技術が進んでくれば、そういうのも100%に近くなっていくのかなと思いますけれども、現在の通信速度とかその辺の関係、あと機械の関係等について、今後、また、改めてというか、今、検討しているところですので、そこら辺も考えながら、今、やっているところです。よろしくお願いたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

黒板が見えない。先生の指示説明が分からないまま授業が進む。すると交流の時間、話に付いて行けない、自分の意見を持つことができない。黒板をずっと映すことができないっていうのこども議会でありましたよ。こういうのには、通信機器だからしかたないよというふうに終わらせてしまうんですか。子供たちの不安を何とか和らげる方法はないんですか。

これ、今言っているのは無線になってからなんですか。有線のと時からこういう症状は出ていたんですか。

教育次長 伊藤 一 男 君

今、有線という話がありましたけれども、有線ではより少ない環境の中で授業ができるという形になります。こちらの方については常設しておりますので、それを使うと先生方がそれを選択すれば、今の状態よりはいい状態では授業はできるかなと思っておりますが、先ほども申しましたけれども、こちらの方、全国的にもこのような授業形態をやっているところは先進と言われていることとございますので、なかなか、今、全国的にも研究段階ということとございます。また、オンライン授業事業の場合、問寒別側にも先生が必ず付いていますので、その辺のフォローは一緒にやっている先生方でフォローしていただいているという

形になっております。よろしくお願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

令和4年9月、校内通信ネット環境等に関する調査が文部科学省から行われました。これに、幌延町からは、どんな不具合が報告されましたか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

申し訳ございません。今、資料が手元にございませんで、この場でちょっとお答えすることはできません。よろしくお願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

これには、不具合は報告されたということでもいいですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

申し訳ございません。内容の方、ちょっと今、頭の中で整理っていうか思い出せませんで、確認して御報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

教育長の答弁の中で、不具合については使用する機器や環境の影響が大きくということをお答弁されておりました。であるから、どのぐらいの通信速度だとかそういうのを、今、聞こうと思ったんですけども、今資料が無いから分からないということなんですけども、令和4年9月に国がこうやって全国の小中学校に調査しているわけですよね。それで、その対策をする、文部科学省では。そして、そのときに行われたのが、回線について端末を十分に活用して授業の実測データに基づき、学校規模ごとに1校当たりの帯域の目安と設定しました。令和5年11月には、全国の小中高等学校を対象に実施して、簡易単位測定の結果を一定の仮定の下で推計すると、当面の推奨帯域を満たす学校は2割程度しかなかったと。この改善が急務となっている。じゃあ、どうするのかというと、国ではこうしたネットワークの不具合の対応として、令和3年度からギガスクール運営支援センター整備事業のスキームの中で、ネットワークのトラブル対応やアセスメントに要する費用を補助メニュー化したんですよ。令和5年度の補正予算では、ネットワークアセスメント実施促進事業を予算措置。予算総額23億円だった。だから、先ほど言った国の不具合はどうですかっていうふうに返答をして、何らかの対応があれば、補助予算を頂いて、幌延町でも先生と苦労なさっている中で、その業者さんも入れて、更なる改善が望めたんじゃないかと思うんですけども、これにはどういうふうに対応されましたか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

先ほどから御説明してはいますけれども、それで、対応を考えるべく、今、検討を進めているという形でございますので、もちろん、そのギガスクール構想の関係で、北海道教育委員会とかも連携しながら、北海道情報教育センターとも連携をしながら、今、進めているという形でございますので、よろしくお願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

そしたら、不具合、どういう報告したか分からないですか、今。

教育次長 伊 藤 一 男 君

先ほど議員がおっしゃられた一人1台端末、プロジェクターとの整備状況として、整備台

数で、オンラインの不具合の質問はなかったということでございますので、うちの方からも、それらの質問はしていないという形になっております。よろしくお願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

教育委員会から不具合の報告をしていない。でも、先ほどは、平成23年のネットワークシステムウェブリーネットからも幾らかあったんだっていうんだから、やはり、それ、情報の共有がなっていないんじゃないですか。

今、この間寒別と幌延のネットワークがこういう不具合になっている中で、何も不具合がないという報告をしたっていうことは、情報教育センターを持っている幌延町が、どうしてそんなことになってしまったのか、まず、そこを反省するべきじゃないかと思うんですけども。そして、それから、通信環境をより良くするにはどうしたらいいかって、順番に進んでいかないといけないと思うんですけども、どうですか。

教育長 青 木 順 一 君

御質問ありがとうございます。

確かに反省すべき点というか、先ほども答弁にありましており、やっぱり、機器の年々これ良くなってきていますので、その辺、見直していったりとか、現在も民間企業入っておりますので、そちらの方と連携とりながら、一緒に不具合の方、改善していきたいと考えております。ただ、先ほどからもありました調査の方、2から5分程度途切れたり、その辺はギガスクール構想が始まった頃からほかの地域でもよくあることでありまして、その辺、うちの方で、幌延町で行っているオンラインの授業というのは、かなり先進的になっていうか、ほかの学校、道内でも同じような学校って結構ありますので、中学校があって、そのほか小さい中学校がある、そういうところで活用できる汎用性がすごくあるということで、先ほど、今年度、来てからも、文部科学省あるいは教育大学、民間の方から視察に来て、幌延の実践見ていただいて、そして一緒に、今、研究しているところですので、その辺、御了解いただければなと思っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

齋賀議員、残り10分は切っております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今教育長の答弁の中で、業者さん、民間の人も入れて対応するということなんですけども、最初からこれ民間の業者さんを入れて、全然うちじゃうまくいってないよということをお話しして進めればよかったと思うんですよ。2分、5分と言っても子供にとっては大変授業に差しつかえているようなお話だと私は思うんですよ。今、こうやって私が答弁している、応答している間にも、現場ではね、もしかしたら途切れているかもしれない。そういうふうには私は思います。

いろんな所から視察に来ている、進んでいる学校だって言うけども、進んでいる中でもいろんな障害があるんだから、それをクリアしていかないことには、ほかの地区、ほかの学校の方がもっと進んでいる学校になっていくんではないかと思えます。

まずは、今現在、これをとにかくより良いものにしていく。うまくいかないんだったらマルチメディア教室を使ってやればいいじゃないですか。各一人ずつ端末を持って教室でや

っていると言ったんだけど、マルチメディアでは障害が少なかったという答弁もありましたので、そういう授業は心配であれば、もうマルチメディア教室に行って、線と線をつないだ授業、有線の線です。それで授業をして、その間に無線の障害があるの何とかクリアしていくのが子供たちのためだと思います。

なぜ、これを何回もしつこく言うかといいますけど、幌延中学校区義務教育学校リーフレット、最新版です。1. 基本計画、2. 実施計画、配置計画、4に平面計画、そしてICTの活用があります。日常的にICTを活用できるように、無線LANによる通信設備を設置し、どこでも学び、学びの意欲が高まる学習環境を作りますって書いてある。今のままじゃ全く学習意欲が、学びの意欲も湧いてこないと思います。これは、早急に環境を検討してほしいと思います。

答弁の中でありました、早急に検討していくと、これスケジュールがあつたら教えてください。

教育長 青木 順一 君

今の御質問にお答えします。

具体策として、早急に義務教育学校開校になれば、きちんと無線LANとかWi-Fi等、しっかり完備して、多分、今、既存の学校にWi-Fiを飛ばして、やっぱり、届かないとか弱いとか、そういう所が出てきますので、中継地点とか、そういうのも考えながら、今度の義務教育学校が、しっかり専門業者入れながら進めていきますので、Wi-Fi環境があまり良くなって途切れる、そんな所は、なくなるのかなということで、期待しているところでございます。その辺も、今、議員御指摘のとおり、設置した民間企業と一緒に、この辺、なかなか、ちょっと不具合があるんだということであれば、すぐに相談して、義務教育学校開校してからは対応していきたいなと思っております。

今の時点でですけども、先ほどございました、一人1台端末で今、やっているものですから、やはりWi-Fiの関係も影響もあるのかなと思いますので、英語の授業なんかは一人1台端末とテレビ会議システム、両方で併用して使ったりしておりますので、その辺も一緒に使ったりとか、あとは今、次長からありましたとおり、無線から有線、そちらの方がやっぱり途絶えることもありませんので、有線を使ったりとか、あと、うまく繋がるように集音マイク、そういうのを整備したりとか、なるべくできることは教育委員会として、教育委員会職員と民間企業、今提携してる民間企業と一緒に、途切れないように、子供たちの迷惑にならないように進めていきたいなと思っています。

今後いろいろ不具合は出るかなと思いますけども、その辺も課題として、どうやってクリアしていったら、こんなふうにもうまくできたよということ、研究しながら、道内広く、あるいは全国に広く、汎用性があることとして報告していきたいなと考えております。以上です。

議 長 西澤 裕之 君

これにて、7番、齋賀弘孝君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、13時5分まで休憩します。

(11時44分 休 憩)

(13時05分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次の質問を行います。

2 番 佐藤忠志君

受付3番、通告議員、佐藤忠志です。

幌延町空き家等の対策状況について、質問させていただきます。

近年、人口減少や少子高齢化を背景に、空き家の物件は、全国的に増加している。このような状況から、国は平成26年11月に、空家等対策の推進に関する特別特措法、特措法として交付いたしました。幌延町においても、空き家、空き地の有効活用を通じて、移住を促進し、定住人口を増加させ、地域住民が安心、安全安心して住み続けられる住環境の確保と、生活環境の整備を図り、空き家空き地等の適切な管理と有効活用を推進するために、平成28年度に、幌延町定住促進持ち家住宅建設等奨励事業の実施、平成29年度に、空き家空き地バンク制度の創設、さらに、令和4年度に幌延町空家等対策計画を策定し、空き家空き地対策強化に向けた計画を進めて、2年になります。

そこで、現在の進捗状況についてお伺いします。

①平成27年度に実施した幌延町空き家等現状実態調査を実施しているが、この調査は毎年実施しているのかお伺いします。

②平成29年度に創設した空き家空き地バンク制度の登録状況についてお伺いします。

③幌延町空家等除却支援制度は利用されているのか。

④幌延町空家等対策協議会は開催されたのか、以上の4件についてお伺い申し上げます。

町 長 野々村 仁 君

佐藤議員の御質問にお答えします。

1点目の幌延町空き家等現状実態調査に関する御質問ですが、平成27年度に調査して以来、実施していませんでしたが、本年8月下旬から9月にかけて、社員住宅として事業者等が管理している物件を除く町内の戸建ての専用住宅で空き家となってから1年以上経過している物件について、航空写真や町が所有する資料等を基に空き家を特定し、現地にて外観調査を実施いたしました。

今後は、本調査結果をデータベース化するとともに、毎年、現況調査を行い、情報更新していく予定です。

2点目の空き家、空き地バンク制度の登録状況に関する御質問ですが、平成29年度、制度開始以来、空き地17件、空き家11件の登録があり、そのうち、空き地9件、空き家8件の契約が成立し、空き家3件が登録を取下げていますので、本年11月末現在の登録件数は、空き地8件、空き家の0件です。

3点目の幌延町空家等除却支援制度の利用実績に関する御質問ですが、昨年度の交付実績は1件で、今年度は11月末現在で2件の申請を受け付け、補助対象事業として決定している状況です。

4点目の幌延町空き家等対策協議会の開催の状況に関する御質問ですが、令和4年度の協議会設置以降、毎年1回開催しており、今年度は10月15日に開催し、空き家の外観調査結果について報告させていただき、空き家等の各段階における取組等の実施について確

認をいたしました。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ただいま町長より質問させていただいた件について答弁いただきまして、今回、空き家についての質問をしたきっかけについては、やはり、特措法ができてから9年、それから、実施してから10年、実施してから9年ほどたって、かなりこう、当時の状況から見て、かなり傷みが進んでいるなど。それと、町の中通っても、やはり、特にこの7件ですか、景観から見ても、それと、そんなこと言ったらあれですけど、田舎でしたら倒壊してるなどということで、住むということはないんですが、町の中ですから、やはり、こう景観、それとやはり、隣のうちに、もし倒れたら大変なことになるところも、この7件、大体、地元にいれば、どのうちを指摘しているのかとか、我々も当然、皆さんもこう想像つくと思いますが、そういうものもあって、そろそろ特措法から10年、これを調査してから9年もあるもんですから、どういう状況になっているのかなということで、今回、質問させていただきました。

この答弁書を見ても、近隣の町村もやはりやらなきゃならないかなということで、特措法ができてから10年もあるもんですから、近隣の町村も、最近、随分、そういう空き家を整理していつているなどというのを見受けられます。

我が町においても、これ見ましたら、今年から、4年度に協議会を設置し、幌延町空き家等対策計画を策定してから、協議会も開催されているということで、いよいよ、町もこれでスタートしていくんだなということで、今日、拝見させていただきました。

その中で、私なりに何点か、町長にちょっと質問させていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

してないということで、この45件、現状、更に詳しく見たら、もっと進んでいるのかなと、そういうところもあるのかなと思いますが、ただ1点、こういうものは固定資産台帳から調べて、いろいろと調査しての件数、これに一点、まず、固定資産だとかそういうものは、この45件っていうのは、どういう状況になっているのか、まず一点お伺いしたいと思いません。納付されているのか、されていないのか。

町 長 野々村 仁 君

すいません。その45件というのはどこから。

2 番 佐 藤 忠 志 君

この案の中で、平成27年度に調査した結果がここに出てるもんですから、私は、あくまでも、この幌延町空き家等対策計画の中での、ここで示された数字をここでこれを拾っての質問させていただいてますので、ここに45件、空き家37件、特定空き家8件ということで載ってますので、その固定資産税の徴収というのは賦課されているのか。さらに、賦課されているものが徴収されているのかということをお伺いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

27年度の調査の総数だということですが、それとは今回、協議会を作ってから、新たに全て洗い出しして、現地を調査をして数字を拾ってるんで、この時点は、先ほど言った商業とか、本当に個別の住宅なのかという、その区分けなしに件数で数えているという状況が分かったんで、今回はしっかりとその区分けもした中で、事業以外除くということをお伺い

書いていると思うんですけど、戸建てのということで、その数で調査をさせていただいています。

その調査について、固定資産税を払っているか払っていないかということ自体は、担当の方からでも御報告をさせます。

住民生活課長 村上貴紀君

固定資産税の関係につきましては、事務的なことなんで私の方から答弁させていただきますけれども、空き家となったからといって固定資産の賦課がされないというわけではございませんので、その家屋の状況等に応じて賦課させていただくという形になっておりますので、賦課されている家屋の所有者につきましては、課税をし、納税の御案内をしているという状況で、徴収、納付されているかどうかにつきましては、それぞれの状況によってということになりますけれども、町としましては、賦課し、案内しているという状況です。

2 番 佐藤忠志君

といいますと、賦課して案内はしているけど、納付されてるかされてないかっていう確認はしてないということになるんですか。そうでないと、この次の、平成5年度から始まった空家等除去対策もろもろとも、これまず、当然納付されてないものに補助金を出すわけにいかないわけだし、まず基本的には、きちっと、この45件、ここに載ってるもんですから、これを参考にして、ものをしゃべっているわけですけど、きちっと賦課はしているけど、納付されてるのかされてないのか。そういう確認は、町では、まだ、しっかりとされてないということ、分からないってことですか。

住民生活課長 村上貴紀君

納付されているかどうかということにつきましては、個別の案件になりますのでお答えは差し控えさせていただきますけれども、納付の状況については、全て把握しております。

2 番 佐藤忠志君

これから、今言ったように、いろんな体制もできて、これから、いろいろと、さらに、今言ったように協議会もできて、さらにこう進んでくるだろうと思いますんでね、それをこれ以上、質問を差し替えますが、いずれにしても大変な、町中を見ても、そろそろ何らかの対応をしていかなきゃなんなということが十分、町長も分かっていると思いますんで、これはこれで、質問はやめます。

2点目に入っていきます。2点目の空き家空き地バンクの登録制度についてということ、今まで29年度から7年経過して、17件だとか、空き地17件、空き地11件等々あります。空き地9件、空き家8件、成立し、空き地、空き家が3件登録を下げていますと。今の現在、空き地が8件、確かにホームページ見ても、空き家、空き地ってのは登録ないんだなと思って自分も確認しておりますけど、この3件というか、契約成立したっていうのは、これはあれですか、ただ登録だけされて売買が成立した訳ではなくて、ただ、バンクに登録したというだけの件数なのか。それと、3件が下げたっていうのは、どういう意味で下げたのか、ちょっと、そこら辺のとお聞きしたいなと思ひまして、一つよろしくお願ひします。

住民生活課長 村上貴紀君

事務的な要素がありますので、私の方から答弁させていただきますけれども、先ほど町長

から答弁しましたとおり、平成29年度の制度開始以降に登録された件数っていうのは、空き地で17件、空き家で11件、合わせて28件の登録があって、そのうち、空き地で9件、空き家で8件の契約が成立し、こちらの契約が成立しという部分につきましては、売手、借手等が付いたということで、契約が成立したので登録を終了させるというような手順が踏まれた上で登録を削除したというような件数を契約成立ということで答弁させていただいております。取下げという3件につきましては、登録しておりましたけれども、契約が成立する前に取壊しを決めたですとか、もろもろの事情等により3件登録を取下げたという状況で、今現在、登録からは削除されているという状況で、今現在、登録が残っているのが、空き地で8件ということで答弁をさせていただいたということになっております。

## 2 番 佐藤 忠志 君

よく分かりました。

制度がちゃんと、こう、うまく機能しているんだなと思って、一つ分かりました。

この空き家、空き地バンクの制度については、いろいろと町でも、ほろのべの窓やいろんなもので情報を流していただいて、町民もある程度の情報は得て、こういう制度があるんだなということで進んでいることは、私もよく理解しております。ただ、現状を見てみると、どうしても、建てて程の良いものは個人同士で売買だとか進んで、なかなか空き家バンクに登録しても程の良いものでしたら、ある程度、買手が付いたり、ある程度古くなると、なかなかこう、買手も付かない。買う人も後で改修だ、いろんなものに経費が掛かることもあるので、なかなか、やっぱり進まないのかなと思っておりました。ただ、今言ったように、これ、空き家で8件契約が成立しているということで、やっぱり随分機能して進んでいるんだなと思ったのがよく分かりました。ただ、これからもまた増えてくるのか、それはよく分かりませんが、ただ町長にお伺いしたいのは、空き家バンクに登録してメリットっていうのか、やはり、新しいうちは買った人もそれなりにそんなにリフォームや手掛けなくてもいいんだろーと思いますけど、ある程度、古いなというものは、やはり買ってから相当改修やもろもろに経費が掛かるのかなと思います。ですから、町長にお伺いしたいのは、この空き家バンクに登録した人の、例えば、そういうものに、住宅を購入した人にも、そういうメリットっていうのか、幌延町で今年のアレですか、4月からの思い切った政策出していただきました。これもやはり、定住促進住宅建設の奨励事業で、新築で300万から400万、改修で200万、取得は据置きになっていますけど、思い切った政策も出してあります。大変、これもありがたいことだなと思って、よくこれまで上げたんだなと思って見ておりました。ただ、そういう中で、こういう空き家バンクにも登録した人にも、やはり、こう、ある程度、古い家を買ったら、それなりのやはり大きな経費が掛かる。やっぱり、ちゅうちょする人もいるのかなと思って、今回、こういう質問の中に、一点、挙げさせていただいたんですけど、これに準じたように、空き家バンクの家を買った、登録してその家を買ったけど、ちょっと古いなと、そういう人にも、そういう額については私もよく分かりませんが、新築に400万等もろもろ、こういうものも予算で、制度で奨励事業として出してくれています。それに準じたようなものを町長お考えなのか、町長のお考えも一つお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

このバンクに入れていたというのは、以前の段階ですと、それぞれ、今、議員御指摘のとおり、時間がたってというか、経過がたっているような方々が、多分、登録していただけたんだと思います。その中で、やはり、ホームページ等でも広がる、少し裾野が見えていただける人が増えるということで、それぞれの成立がかなったんだらうなと思っています。

ここ、ごく最近ですと、我々が知らないうちに、もう次の人に渡っているというぐらい、隣近所のコミュニケーションがいいのか、物が無いという状況になってきているんじゃないかなという気がしてます。まず、売る側としてのメリットとして、そういう、何かということでもありますけども、この購入する側にこういう有利な、そういう制度を作ったということで、少しでも、そういうことが、あそこを売りに出ているよねって理解ができるような形で広報するだけで少し進むんではないかなという気で、今のところ、この載せたからメリットがあるという形では、私自身は考えてございません。買手側にその部分を有利にここにいてもらえるということからして、少しでも手厚く何か形にすればということ促進が進むんではないかと、そのように考えていますので、バンクに載せる側のメリットという形では、今のところ考えてはございません。

2 番 佐 藤 忠 志 君

私も質問の仕方がちょっと悪かったかなと思います。

いずれにしても、登録したら買い手の人が買いやすいような制度を私はできないのかなと思って、ちょっと質問が悪かったのかなと思います。

売る人は、いずれにしても、今言ったように、こうやって投げておけば、いずれは壊さなきゃならない。壊すといっても相当な額掛かるわけですから、登録バンクに登録して、古い家でも売って、買う人が欲しいと、でもお金が掛かるなど、納得するためにそういう補助制度を、例えば今言ったようにこういう新築したら、なんだとかこうだとか、こういうものみたいに、そういう制度を設けてもらえないのかということの質問をしたんで、バンクに登録した人がメリットじゃなくて、やっぱり、それによって少しでも空き家が今後、防げるんじゃないのかなと思って質問させていただいたんで、載せた人がメリットじゃなくて、買う人がね、買いやすいようにならないのかなと思って、ちょっとその、町長、私の質問の仕方が悪かったのか、もう一回お願いいたします。

副町長 岩 川 実 樹 君

空き家の取得だとか改修に関しましては、既に制度としてございまして、特定持屋住宅等奨励補助の中で、住宅取得をする際には、確か、上限100万円でしたかね、それを更に、購入してリフォームする場合には200万に上限上げておりますので、取得、リフォームに関しては、補助制度は既に存在しております。

この空き家バンクに登録制度を設けたのは、この中古物件の情報が、なかなか個人間のやりとりの中で終わってしまっていたのが、少しオープンにすることによって買い手がいち早く情報をつかんで、空き家の流動性が高まることを期待してこの空き家空き地バンクというものを設けておりますので、現在の制度の中で、今のところ大丈夫なのかなと思ってますけども、住民の中で、もう少しこういう部分が不足してるという部分があれば、更に御指

摘いただければと思います。

2 番 佐 藤 忠 志 君

私の勉強不足もあって、ちょっと質問の内容が、ちょっとずれましたことをおわび申し上げます。

いずれにしても、こういう減ることはない。それから、ますますこういう空き家だとか、高齢化によって人口の流出をして、またこう増えていかないような対策っていうのは、町も考えておられて、いろんなその対策を講じてもらっていることはありがたいなと思います。

いずれにしても、少しでもその空き家が増えないような対策っていうのは考えてもらって、少しでも、そういうの解消させていただければなと思いますので、一つよろしく願いいたしたいと思います。これについては、充分、町も考えていただいて、対策も取っていただいているので、これはこれで一つお願いして、次の3点目に入ります。

空き家等除却支援制度の利用に関しては、これも結構利用されて、ここに特定空き家で200万、空き家で100万というものも出ております。これも、前回の委員会で副町長が言ったように、幌延町は多く出している方だと、他町村から見たら随分頑張っている方だったってことで答弁をされておりました。そのおかげで、やはり今んとこ、実績で1件、現在2件の申請が受けているということで、これ、進んでいるんだなど、これで理解させていただきました。いずれにしても、大いに、こういう制度があるんでね、いろいろとPRしてもらって、少しでも、やはり、ああいう空き家がないようにしていただきたいなど。

それと最後になりますけど、協議会もやっとうこうスタートして、それぞれ8名で構成されるんだと。そこに、町民の代表だとか議会、それと学識経験者、その専門家、いろいろメンバーも入って、そろってのスタートだと思います。これ以上、私も質問の深くは質問しませんですけど、いろいろと、いよいよスタートしたんだなということで、少しでも、今後、空き家が解消されていくのかなと。今の古い家が解消されていくのかなと思います。

いずれにしても、こないだ稚内でも略式代執行で、600万何がしのお金を掛けて壊したんだと。だからといって、あるものを町で全部壊すわけにはいかない。これも、全部所有者から、生きてるのか死んでるのか全部調べて、だからといって請求したからといって、どこに請求したらいいんだと。だから、町でみんな壊せばいいんじゃないかということにもならない。そういうことになると、町で投げといたら壊してくれるんだなど。これもまた、その大変なことなるし、個人の倫理的な問題、倫理の問題から、いろんな問題があって、これも、どうするのかなというふうに自分もこう考えていますけど、これから協議会でいろいろと協議されて、どういう形がいいのか、最善の方法で進んでいくんじゃないかなと思います。

こういう状態でね、町長に最後になりますけど、この空き家に対しての町長の決意だとか、協議会もこれから開催、いろいろ何かもされて協議されていくんでしょうけど、最後に町長の現状の空き家について、どのような、今後の取組方っていうか、お考えをありましたら最後にお伺いして、この質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

町 長 野々村 仁 君

はい、ありがとうございます。

それぞれ、この空き家等については、やっぱり危険家屋で、本当に所在も不明、どこにど

う連絡がついてもという、もう致し方ない場合については、そういう公費を使ってまでの、やっぱり、除却等も、やっぱり関わってくるかと思っています。それにしても、やっぱり、いろんな形でルートを探しながら調査をしたり血縁関係で調査をしていきながら、こういう状況だということをお知らせできるような状態が執れるか執れないかの調査をしていかなければならないし、やっぱり、財産である以上は、それぞれ、どんな形でしようが、その現在を見てるんだらいいんですけど、見てない人にとっては財産であると思っている人たちも、なかなかいるということでもあります。

それぞれ、今回、この協議会を作らせていただいて、今、委員の皆さんに御意見を頂きながら、決定したところには御通知を差し上げて、こういう状況であるということの認識もってもらいながら、連絡先が着けば、そういうルートで少しずつ、どういう案件であるかということも本人たちにも認識をしていただくということを繰り返していくということ。それで、経年をしていきながら、危険家屋とか、そういうことになっても、所在地で完了してもらえないような状況が生まれてくるのかどうかとかっていうのも含めて、それぞれ、この協議会の中で決定しながら物事を進めていくことが大変大事なことなんだろうなと思っています。

今回の委員会の中でも、それぞれ、委員の中からも御意見を頂きました。我々が個人の財産につけて、今この状態であるから、これはもう特定空き家じゃないのとかって決定を下すのは責任が重過ぎるなという委員の皆様からの御意見もあって、委員の皆さんにとっても、その判断をするときに、なかなか苦しいその立場の胸の内をいう。それでも、各方面から集まっておられますから、これも、多数決でございますから、近間にいる人を除いては、皆さんが賛成すれば、また、そういう可能性も出てくるといながら、委員の皆様の中では、やっぱり、それだけの胸中をお話を今回していただいたということで、委員が、いやいや、それはいいべや、いいべや、みたいな話の簡単な話でできるようなものではないという認識を皆さん持っておられるということだけは、私たちも理解をいたしました。

それでも、この協議会の中で決定事項を進めていく。その中の過程は、ちゃんとルールに則って、御通知をしながら決定をしていくということ。そして、今回みたいに、こういう空き家等の除却制度で、それぞれ、我々個人、単費で出している補助事業で除却してくれるような人方がいる場合については、それぞれ、そういう個人の申出により、そういうことで認められれば、この補助を出しながら解体をしていってもらおうという、そういうことを一步一步進めていきたいと考えています。

## 2 番 佐 藤 忠 志 君

町長、今、丁寧に答弁いただいて、協議会でいろいろと協議しながら、今おっしゃられたように簡単に壊してしまえばいいんじゃないとか、人の財産、いろんな考えを持って、あのままの状態している人もおられるんだと思います。大変な問題だと分かります。十分理解できます。とにかく、賢明な措置をとっていただいて、早く、解決なるのか別として、対策を講じてほしいなと思ひまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

## 議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、2番、佐藤忠志君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問は全て終了しました。

日程第6 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和6年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和6年度施行 公営住宅宮園団地1号棟改修工事について設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び、町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年11月9日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額5,478万円を設計変更より、5,607万8千円に、129万8千円増額するもので、変更の主な理由といたしましては、補修工事施工に当たり外壁塗装を剥離した上で近接目視により破損個所の詳細を確認した結果、設計値以上に壁面ひび割れの進行が確認されたことから、ひび割れ補修に係る施工延長等を増加したことによるものです。

以上、報告第1号専決処分いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂敦君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年度幌延町一般会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

この専決処分による補正予算については、御承知のとおり、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙が10月27日に執行されましたが、本町における投開票事務に係る予算の補正を早急に行う必要がありましたので、10月9日付けで専決処分いたしました。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入、歳出それぞれ271万8千円を追加し、歳入、歳出予算の総額を、それぞれ、63億1,175万4千円にしております。

第2項の歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。

まず、歳出の補正内容ですが、18ページをお開きください。

2款4項2目、衆議院議員選挙費として、選挙管理委員会委員や投開票立会人等の報酬、

職員の選挙事務に係る超勤手当、選挙事務用品、ポスター掲示場設置等委託料など総額271万8千円の新規計上です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

14款1項2目、総務費国庫負担金では、衆議院議員選挙費国庫負担金として、歳出と同額の271万8千円の新規計上です。

以上、承認第1号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第1号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

議案第1号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、幌延町国民健康保険診療所に勤務する看護師が救急業務等に備え、夜間や休日に自宅で待機する際に支給する特殊勤務手当について、その支給方法と額を改正しようとするものであります。

お手元に配付した新旧対照表も併せて御覧ください。

第11条の7、夜間看護等手当につきましては、第1号では、正規の勤務時間が深夜に割り振られ、看護業務に従事した場合に支給される手当について規定されており、第2号では、正規の勤務時間以外に救急医療等に対応するため、自宅で待機した場合に支給される手当について規定されております。

この度改正する第11条の7第2項では、各号における勤務があった場合に、その勤務1回につき支給する手当額を規定しておりますが、第2号の待機手当につきましては、看護師確保の観点や近隣医療機関における状況等も考慮し、従来、勤務1回につき600円以内としていた支給額を勤務1時間につき100円以内に改めようとするものであります。

次に附則であります。この条例は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用することとしております。

以上、議案第1号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

この計算方法というか、今まで1日単位だったんだけど、今度、1時間単位だと、自主申告にするのか、何かタイムカードでやるのか、計算は誰がするのか、この点をちょっと伺いたいと思います。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

今後の勤務の状況につきましては、待機につきましては、毎月、シフト表であらかじめ定めておりますので、実際に待機したかどうかの確認を、今後は給料計算の前にするという形になります。従来の時間外計算と同じように、何時間待機したのかというのを事務側の方で確認をして支給することとなると思います。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

ちょっと、俺の質問の仕方が悪いのかどうか分かんないけど、もし、その勤務時間が、例えばね、1時間単位で区切っていく。1時間20分とか30分とかで、トータルで1時間に直すのか、そういう計算方法はどうなんです。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

待機につきましては、どの看護師が何日に何時間待機をしたというのを、月ごとに集計いたしまして、その集計の時間数をもって支給する形になります。

3 番 深 澤 博 幸 君

理解できないんだけど、看護師さんが申告したとおり、信用してっちゃうか、間違っことを申告するわけないんですけども、万が一、申請の仕方が間違ったら、最後、誰責任とるのそれ。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

待機につきましては、看護師の申請ではなく勤務命令、待機命令になりますので、あなたは何日の何時から何時までは待機してくださいという命令を出しております。実際に、そこに待機しているかどうかの確認については、本当に家にいたのかどうかというのは、確かに確認できない部分ではございますけども、そこは本人の申告ということは関係なく、命じた待機時間に対して支給するという形になります。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

敢えて言いますけど、お互いに信頼関係を持ってってということなんで理解しますけど、その辺が誤作動がないようにね、お金のやり取りですから、出す側は当たり前に出しているかもしれんけど、貰う側はね、いや少ないんじゃないのかっていう、そういう気持ちになつたらね、職場勤務状況も悪くなるんで、その信頼関係をなくさないような、ちゃんとした、その計算の仕方をしてほしいなというのが私の意見です。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

時間の計算につきましては、あらかじめ決められた時間を指定しますので、万が一、救急業務等で出勤してこなければ、その指定した時間どおり支払いますし、もし、出勤してきたのであれば、その分は時間外手当等で支給いたしますので、その時間把握はタイムカード

でできるということになっておりますので、時間どおりに、きちんと支払えることとなっております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

第11条の7、改正前に前項第1号の業務7,300円以内とするってありますよね。改正前に。これ条例見たときに6,800円以内とされているんですけども、これ7,300円以内でいいんですか。私が条例を、これを見たら6,800円以内とされているんですよ。この6,800円からいつ7,300円になったんですか。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

この特殊勤務手当の夜間看護等手当、今回の改正部分とは関係ない部分でございますけども、1回あたり7,300円というのは、この数字が現在生きている条例になると思います。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

私が昼に見たやつでは6,800円となっていたんです。ネット上で、そうやって出ているんです。けども、今回は7,300円、改正されませんよね。改正前も7,300円、改正後も7,300円。だから、6,800円から7,300円はいつ。関係ないから答えなくてもいいんですけど。いや、分かりました。あとで、ちょっと、もう一度確認します。もう一点、この特殊勤務手当、病院関係ですから、これは電源三法交付金の電源立地地域対策交付金、幌延町国民健康保険診療所運営事業6,500万。令和5年度はですね、その中に含まれる、今後、行くんですか。

議 長 西 澤 裕 之 君

暫時休憩します。

(暫 時 休 憩)

休憩解いて会議を再開します。

副町長 岩 川 実 樹 君

電源立地地域対策交付金につきましては、確かに診療所業務の経費っていうのは対象に含めておりますけども、基本給ですとか手当だとか、余り動きのない給与、手当については対象としておりまして、こういうふうに流動性のある手当については、交付金の対象経費とはしておりません。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(一 同 無 言)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号「幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の件を議題とします。

議案第2号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村上貴紀君

議案第2号「幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に基づき、個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用、利用者証明用電子証明書の発行、更新に関する事務を取り扱う郵便局として、幌延郵便局及び問寒別郵便局を指定いたしたく、同法第3条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間で、指定期間満了の日の3か月前までに幌延町及び日本郵便株式会社いずれからも委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示がないときは当該指定期間を1年間延長することとし、以降も同様となります。

以上、議案第2号「幌延町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号「令和6年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号について提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂敦君

議案第3号「令和6年度幌延町一般会計補正予算第5号」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、標準準拠システムへの移行時期が延期になったことによる委託料の減、幌延町農作物等収量減少緊急支援事業及び幌延町民プール補修事業の新規計上、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の精査、それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ9,727万4千円を減額し、歳入、歳出それぞれの予算総額を62億1,448万円にしようとするものです。第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに歳入ですが、1款、町税3,101万9千円の増、13款、使用料及び手数料552万4千円の減、14款、国庫支出金4,389万2千円の増、15款、道支出金263万円の減、16款、財産収入244万8千円の増、18款、繰入金2億6,395万9千円の減、19款、繰越金7,630万4千円の増、20款、諸収入5,249万4千円の増、21款、町債3,210万円の減などで、歳入合計9,727万4千円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、

2款、総務費5,876万5千円の減、3款、民生費2,731万2千円の減、4款、衛生費1,219万4千円の減、6款、農林水産業費3,496万4千円の増、7款、商工費307万5千円の減、8款、土木費1,475万3千円の減、9款、消防費1,970万6千円の減、10款、教育費1,639万8千円の増、12款、公債費1,278万9千円の減などで、歳出合計9,727万4千円の減額補正です。

第2条、繰越明許費の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正については、事業完了が翌年度となることが確定している事業に関し、令和7年度に繰越して使用することができる経費として、8款3項、下水道事業会計補助金、これは町道3条仲通線下水道管路改修事業に係る補助金として4,340万円、及び10款4項、幌延町民プール補修事業1,604万9千円の新規設定です。

第3条、債務負担行為の補正ですが、6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正については、大家畜経営の体質強化と安定的発展を目的とした大家畜特別支援資金の借入金に係る利子補給で、令和6年度大家畜特別支援対策事業費補給、期間が令和7年度から令和31年度まで、限度額は70万8千円です。

第4条、地方債の補正ですが、8ページをお開きください。

第4表、地方債補正については、事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計10億6,340万円を10億3,130万円に補正するものです。地方債の限度額を補正する主なものは、スプリンクラー整備事業7,860万円を7,470万円、医療技術職員住宅整備事業1億2,880万円を1億2,230万円、簡易水道施設改修事業4,340万円を4,110万円に、問寒別地区農業用水道施設改修事業1億2,510万円を1億2,330万円、小型動力ポンプ付積載車整備事業4,180万円を2,510万円に補正しようとするものです。

以下、歳出、歳入の順で、補正予算の主な内容について説明いたします。

初めに歳出ですが、各科目に計上しております職員の人件費については、採用や退職、人事異動及び人事院勧告等による人件費の精査による補正となっており、共通した内容となっておりますので、説明を割愛させていただきます。また、標準準拠システム移行事業についても、各科目に計上されておりますが、いずれもシステムへ移行時期が延期になったことによる委託料の減額補正となっておりますので、こちらも説明は割愛させていただきます。

それでは、38ページをお開きください。

2款1項2目、自治振興費のエネルギー関連情報収集事業では、説明は41ページの方となりますが、エネルギー関連施設見学会の事業精査により、委託料187万5千円の減です。同じく集落支援活動運営事業では、協力隊職員の所属変更に伴い、地域運営活動支援補助金94万8千円の増です。

42ページをお開きください。

2款1項5目、財産管理費の職員住宅補修事業では、補修を保留することとなった住宅の経費分や事業精査分を合わせて235万4千円の減です。

44ページをお開きください。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費の社会保障税番号制度システム整備事業では、マイナンバーカードの電子証明書関連事務を幌延、問寒別の両郵便局に事務委託するための経費として、内訳は次ページにまで渡りますが、計283万6千円の増です。

48ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費の社会福祉管理費では、決算見込みの精査により、幌延町社会福祉協議会への補助金411万1千円の減、特別会計繰出金では、決算見込みの精査により、国民健康保険特別会計繰出金で389万2千円の増、国民健康保険診療所特別会計繰出金で312万2千円の増です。また、同様の理由により、3目、老人福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金622万6千円の減、介護保険特別会計繰出金1,095万3千円の減となっております。

50ページをお開きください。

こざくら荘支援事業では、こざくら荘改修事業の精査により、こざくら荘施設整備支援事業補助金1,115万1千円の減です。3款2項2目、児童措置費の児童手当支給事業では、支給人数の精査等により250万8千円の減です。

56ページをお開きください。

4款3項1目、簡易水道費では、簡易水道事業会計の決算見込みの精査により補助金230万2千円の減です。

58ページをお開きください。

6款1項2目、農業振興費の幌延町農作物等収量減少緊急支援事業では、農業の収穫期における長雨等による天候不順及び物価高騰に対する農業支援事業として交付金4,720万円の新規計上です。

60ページをお開きください。

6款1項8目、辺地整備事業費では、下沼浄水場の機器故障に伴う修繕料455万4千円の新規計上です。同2項2目、造林費の豊かな森づくり推進事業では、事業精算により補助金543万9千円の減です。

64ページをお開きください。

8款2項3目、橋梁維持費の橋梁点検事業では、事業精査により委託料162万8千円の減です。

66ページをお開きください。

8款3項2目、下水道費では、下水道事業会計の決算見込みの精査により補助金373万円の減です。

68ページをお開きください。

9款1項1目、常備消防費では、北留萌消防組合において、単年で購入予定だった小型動力ポンプ付積載車の整備が2年での整備に変わったことなどにより、北留萌消防組合負担金1,968万4千円の減です。

72ページをお開きください。

10款3項1目、学校管理費の幌延中学校補修事業では、体育館外部補修工事の事業精査により418万円の減です。

74ページをお開きください。

10款4項5目、青少年教育費の青少年教育振興管理費では、文化芸術部門において全道及び全国大会への出場権を獲得した小学生に対する参加補助金25万円の新規計上です。同6目、体育振興費の幌延町民プール補修事業は、幌延町民プールの一般用プール内の塗装が剥離し、安全面等に影響があり、来年度オープンに向けた補修が必要であることから、プール内、全面塗り替えに伴う修繕料1,604万9千円の新規計上です。

78ページをお開きください。

12款1項1目、公債費の元金では、令和5年度借入分の精算により1,435万2千円の減です。

次に歳入ですが、26ページをお開きください。

1款1項1目、個人町民税では、農業所得が当初見込みを上回ったことにより、個人町民税1,300万円の増です。同2目、法人税割では、当初予算を大幅に上回る法人税割の申告があったことから、法人税割1,784万9千円の増です。13款1項4目、土木使用料での住宅使用料では、料金や入退去の精査により、公営住宅で118万6千円の減、公共賃貸住宅で335万2千円の減です。

28ページをお開きください。

14款2項、国庫補助金では、歳出でも説明しました標準準拠システム移行事業に関し、移行時期は延期になったものの、令和6年度中に実施できる部分への補助金が確定したことに伴い、デジタル基盤改革支援補助金として、各節において、それぞれ、新規計上しております。なお、1目2節、戸籍住民基本台帳費国庫補助金には、郵便局への事務委任に要する経費分として、個人番号カード交付事務費221万7千円の増も含まれております。

30ページをお開きください。

15款2項4目、農林水産業費道補助金では、豊かな森づくり推進事業の事業精査により334万7千円の減です。16款1項2目、利子及び配当金では、幌延風力発電株式会社の株主に対する配当財産の割当てが確定したことから、幌延風力発電株式会社利益配当金262万8千円の新規計上です。

32ページをお開きください。

18款、繰入金では、今回の補正の財源調整により、財政調整基金繰入金2億5,635万9千円の減、基金を充当している各事業の決算見込みの精査により、公共施設等整備基金

繰入金750万円の減などです。19款、繰越金では、令和5年度決算における令和6年度への繰越額から、繰越明許費分を除いた純繰越金1億8,282万3千円と現行予算との差額7,630万4千円の増です。20款5項1目、雑入のかんがい用排水管移設補償費781万9千円及び農業用水道配水管移設補償費4,463万6千円は、いずれも道道豊富遠別線の月見橋架け替えに伴うもので、物件移転契約に基づき、北海道から支払われる補償金として、それぞれ新規計上するものです。

最後に、34ページ、21款、町債につきましては、第4条地方債の補正で説明しておりますので、省略させていただきます。

以上、議案第3号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

初めに、41ページの庁舎管理費で174万9千円減額されているんですけど、この減額理由を伺いたいのと、その上の集落支援活動費、これも335万の減額の理由を伺います。

総務企画課長補佐 渡 邊 智 民 君

それでは、庁舎管理費の減額になった要因ですけども、もともと、令和5年度までは庁舎を管理する用務員がフルタイムの会計年度任用職員としておりましたが、3月末で退職したため新たな職員を募集しておりました。そこで、5月1日から新たにフルタイム会計任用職員を採用したんですけども、その予算はもともといた方で人件費の予算を積算していたものですから、新しく採用した人との差額で、今回このような減額の人件費の補正になった。あと、備品購入費でも2万1千円減額になっておりますけども、こちらは当初予算で、庁舎の芝刈機を予算みておりましたが、それを購入終わりましたので、その執行残で2万1千円減額しております。以上です。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

集落支援活動運営事業の減額の理由ですけども、こちらにつきましては、集落支援関連の地域おこし協力隊及び集落支援員、こちらの方の採用見込みで当初予算計上させていただいておりましたけれども、当初予定していた隊員等が確保できず、引き続き募集はしておりますけれども、今までの分、任用職員の給料等手当等の分をこの度精査し、減額させていただいたところ です。

3 番 深 澤 博 幸 君

最初の質問の答弁はいいです。

2番目の集落支援ですけど、会計年度職員がいなかったと。今後の採用する予定ちゅうか、採用できるのかできないのか。その辺の見解もお伺いしたいと。

住民生活課長 村上貴紀君

地域おこし協力隊につきましては、引き続き募集を続けておりますので、応募がありましたら、その都度、面接試験等を実施し、適人者がおりましたら採用したいということで考えておりますので、12月以降の人件費については残して、11月までの分で減額させていただいております。

採用できるのかできないのか見込みはというところでは、今現在、応募は残念ながらありませんが、引き続き募集の活動はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番 深澤博幸君

先の話で、私もあなたもこうだと言えきれないんですけど、万が一ですよ、採用ができなかった場合、この事業に相当負担かかってくるんじゃないですか。残された人が。事業にも支障がきたすんじゃないですか。この辺の見解はどうですか。

住民生活課長 村上貴紀君

当初、3名の集落支援部門につきましては、問寒別地区での集落支援という形で3名の協力隊を見込んで募集を続けておりました。現隊員1名ではもちろん事業に支障がきたすというようなところもあろうかと思えますけれども、確保できた人員の中で、できる範囲内の活動を続けていくということで考えておりますので、御理解頂ければというふうに思います。

3 番 深澤博幸君

理解してくださいって言われても理解できないから質問しているんですけど。やはり、利用者にとってね、この事業所があることで、利用者が当然いるわけですよ。そこに、マイナスイメージっていうかね、今後の活動の中で、せっかく地域に根づいた事業にさ、マイナス思考、拍車にかけられるようなことをされては困るっちゃうことなんですよ。課長、ちゃんと、事業に支障ないって教えてくださいよ。

住民生活課長 村上貴紀君

事業の支障のないようにというようなことで、人員確保に努めておりますので、その辺、御理解頂きたいと思えますけれども、何せマンパワー不足という部分につきましては、協力隊部分だけではないというところで、確保したいのはやまやまですけれども、相手のある話ですので、引き続き募集活動を強化してまいりたいと思えますので、御理解をお願いいたします。

3 番 深澤博幸君

この議論は多分平行線をたどると思う。取りあえず努力してほしいです。

それからですね、おもしろ科学館。移動科学館ですね。これ、今年の入場者数と、これも深地層関連で行われている事業なんですね。今年で数えてみれば19回目だっという話なんですけど、深地層の穴埋まってしまったらこの事業も終わるんですか。その辺の見解をお伺いします。

総務企画課長補佐 梶 淳君

おもしろ科学館の御質問ということで、今年度の来場者数、第1会場が幌延町総合体育館、

第2会場がゆめ地層館ということで、延べ人数になりますけれども、5,663人という実績になってございます。

町 長 野々村 仁 君

事業が終われば、多分、この事業もなくなるんだと思います。

この研究活動をどのように皆さんに認識をしてもらおうか、どのような必要性を持ってもらうかっていうことが、今、一番大事なことなんだろうと思っています。

この先、今、ようやく地下500メートルまでの研究が新たに進んでいるわけで、それにしても令和10年までのスタンスで、今のところ、この事業の延長を北海道も認めてくれて動いているという結果でございますから、この後については、今後、皆さんとどのような形でこの事業の必要性、研究所の必要性というものをきちんと考えていくかということが大事なポテンシャルなんだと思っています。

まずもって、このおもしろ科学館だけが、ずっと延々と残るということはないかと、そう思っています。

3 番 深 澤 博 幸 君

深地層研究所の話は、これからまだ一般質問でやりたいと思っているんで、そっちの方は、取りあえず今回はよろしいです。

移動科学館ですね。これは科学の面白さを体験しながら、身近な科学やエネルギーを伝えていくと、そんな役目で始まった事業です。先ほど19回ちゅったけど、私1回目から携わってきました。

当時は、周辺町村が反対議決にあった中、このチラシやポスターを持って各自治体やら商店街やら、北は稚内、名寄まで、また、南は増毛まで、その頃はチラシも新聞折り込みされない時代でした。手配りでした。そんな時代を乗り越えてね、19回までやってきたんですよ。して、当時は屋外、野外には何もなかった時代なんです。せっかく来客してくれる人に何かおもてなしをできないのかというのが当時の調理飲食組合が各自でテント張って、して売店出して、今まで継続したんですよ。それで、1年間、営業している人はいないんですけど、多少なりとも、幌延町に経済効果があったと思うんですよ。私も、最初の頃、出したときは、あの頃は、当時3日間ぐらいありましたけど、1日10万ぐらいの売上げあったんですよ。30万ぐらいの売上げあったんですよ。それくらい幌延の町でお金が落ちて、して、ましてや2、3年後に、反対議決した中川町の保育所の園児たちが、1回行ったら楽しかったと。また来年も行くからね、おじさんて、そういう声を掛けてた園児がね、いたんですよ。大人たちは全員反対してた中でね。それが幌延町民一丸となってね、誘致活動した結果、おもしろ科学館も継続した。

今、町長ね、無くなるって簡単に言いますけどね、この後、町長、継続するかしないか別にして、要請活動とか何か態度で示すことないんですか。もう一回、町長伺います。

町 長 野々村 仁 君

要請活動は、いかなるときも関係省庁にはお顔を出して、この研究の大切さ、又は必要性をずっとお願いをしてきているところでもあります。これは、もう言うまでもなく、それは、ずっとしてきている。今も議会の皆さんも報告会という形ででも中央に、報告会に参加して

いただくようになってきています。これ自体は、もう本当に、簡単に言うわけじゃなくて、約束事の区切りでお話をしているだけで、その必要性をどうやってきちんと国民の皆さんに理解をしていくか。反対されている方々、心配していただいている方々に、どのような理解をしていくかっていうことが大きなことなんだと私自身は考えています。一緒くたんに、こうだ、ああだと白黒だけで話がつくわけじゃないですから、毎年毎年の積み重ねがやっぱり大事なことだと思いますので、議員の皆様共々、それぞれ、今後に向けていろんな活動があるのかと思いますけども、私自身も、できる限り省庁にお願いをしながら、この研究の必要性や、やっぱりこの研究の重要性自体をきちんと問うて、お願いをしていくということに変わりはないかと思っています。皆さんにも、その部分、議会の皆さんにもお力添えをいただければと思っています。

議長 西澤裕之君

深澤議員この件については、これ以上、総括でやっていただきたいと思います。

今、歳出一括なので。

(深澤議員「はい、分かりました。」)

はい、お願いします。

ほかにございますか。

(一同無言)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

2番 佐藤忠志君

ささいな件なんです。

金田心象館の文化振興指定寄附金ということで、額的に74万っていうのは、これどういうことで、随分、今、心象館もいろんな催しをやっていますが、そういう関係でのこの寄附なのか、ちょっと中身を教えてほしいなと思って質問させていただきました。

教育次長 伊藤一男君

議員の御質問にお答えします。

こちらの方につきましては、毎年、心象先生のお弟子さんたちが展示会を行っているものがありまして、こちらの心象館からも作品の方を貸出しして、それを心象先生のお弟子さんたちが展示して、展示会等開催しておりまして、その収益の一部を毎年このような形で御寄附頂いているというようなことでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 西澤裕之君

ほかに歳入。

3番 深澤博幸君

今の心象館の関連でお伺いします。

以前に、心象館の方でテレホンカードを作った経緯ありますよね。

当時、何枚作って、今現在、在庫が何枚あるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長 西澤裕之君

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

教育次長 伊藤 一 男 君

御質問にお答えします。

現在、残枚数については、合計で1, 301枚残っております。

こちらの方、毎年各施設の電話代に充当しているような状況で、今現在の残数は1, 301枚ということでございます。よろしく願いいたします。

(「単価は」の声あり)

こちらの500円かと思えます。

議 長 西澤 裕之 君

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて、会議を再開します。

教育次長 伊藤 一 男 君

1枚500円ということでございます。よろしく願いいたします。

3 番 深澤 博幸 君

今、ちょっと後ろで計算してもらったら60何万ぐらい総額で、まあ、金額にしたら、役場の予算からしたら大したことないと思うかもしれないけど、結局は町民の税金で作ったんだよ、当初は。現在、携帯とかスマホとか流行った時代、今、カードを持ったって使うところなんか、電話ボックスだって減らされて、ほとんどないんですよ。

今、先ほど言った答弁の中には、電話料に充当してるからいいんだみたいな報告していますが、変でしょう、それ。本来の使用目的、テレホンカードだよ、これ。

これ、当時作ったとき課長とか教育長いなかったかもしれないけど、経過そのものがちょっとおかしかったんじゃない、これ。その辺の見解どう思いますか。

教育次長 伊藤 一 男 君

お答えいたします。

こちらの方につきましては、当時、心象先生の作品をPRすると、心象館のオープンを周知するというような目的でテレホンカードを作ったものと思われれます。

議員御指摘のとおり、今そういうことで、年間、数枚というか、年間出ておりますけれども、その辺、税金ですので有効利用しましょうということで、電話代等に充当させていただいているというような状況でございます。よろしく願いいたします。

3 番 深澤 博幸 君

テレホンカード、今、公共料金ちゅうか電話料金に、これ振替ってできる時代なの。それ。ちょっとそこから。

教育次長 伊藤 一 男 君

できるということで、今、実際に充当しております。以上です。

3 番 深澤 博幸 君

何だかぴっと、納得できないんでね。町長、あー、町長どう思いますか、これ、あー。今

の時代そんなことやってやっている。おかしいんじゃないですか。これ。

議 長 西 澤 裕 之 君

深澤議員、これも総括でお願いします。

ほかにありますか。

5 番 植 村 敦 君

31ページの風力発電の配当金なんですけども、これは恐らく、風況によって会社の収入が変わるんで、確定した額っていうのがないと思うんですけども、今回、新規でこれ上がってきたのは、現在、大型化された風力の関係なのか、従来からある、一列に並んである風力の関係なのかお聞きします。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

はい、お答えいたします。

今回の配当金につきましては、幌延町が株主となっております幌延風力発電株式会社での決算に基づく配当になります。

こちら、幌延風力発電株式会社で管理している風車というのは、一列約3キロに並んで建っております28基の風車に対しての部分でございます。以上です。

5 番 植 村 敦 君

ということは、新規で今回上がったということは、今までは配当が何年か無かったということであっていいんでしょうか。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

恐らくなんですけれども、ここ2、3年前に建ちました大型の風車14機につきましては、別の会社、ユーラスエナジーホールディングスの会社が建てたものになりまして、町としては、特に出資関係等はございませんので、そちらに対しての配当等は町には入ってきません。以上です。

5 番 植 村 敦 君

ちょっと質問の仕方悪かったかな。

ここで新規で上がったということは、今まで一列に並んでる風車の配当金っちゃうのは、今まで、去年も一昨年も無かったのかという。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

大変失礼いたしました。

毎年、決算の状況に基づいて、9月であったり12月の段階で、補正として、確定額に基づいて補正で計上させていただいております。ですので、年度末に決算迎えて、その状況に基づいて次年度に配当されるというような流れになっておりますので、毎年補正で新規計上をこの時期に決算状況を見ながらしているということで、今年度は新規計上なんですけれども、確定したものを一発で計上しているというようなことで御理解ください。お願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに歳入につきまして。

3 番 深 澤 博 幸 君

ただいまの関連で質問させていただきます。

配当金ですけど、何%で配当されたか。そのパーセントが、毎年、同じ額なのか。

それから、先ほどもおっしゃっていた新規でできた風力発電、それは、送電はどういうふう  
に送電されているの。今の既存の送電線を使って送電されているのか。その使用料はどう  
なっているのか。送電の土地のあれもありますよね。借地料っちゅうのかな。そういう計算  
をどういうふうにされているのか。

町 長 野々村 仁 君

送電線は使っておりません。地下埋設で自線を使ってございます。出資も何もしていない  
んで、配当も何もこないですけど、固定資産税だけは、ちゃんと納めていただいております。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

今回の配当金の比率というか幌延町で持っている株の株式数が6株でございまして、単  
価としては43万8千円。43万8千円掛ける6株で262万8千円というふうになって  
おります。

全体の株式は、会社として発行してる株式は200株ですので、町の持分は3%という内  
容でございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後に、今年っていうか、近年の売電価格ってのは幾らくらい。北電に売る。

町 長 野々村 仁 君

すみません。確定的に後で調べて、若しくは、間違っていたら訂正させていただきますけ  
ども、18円か19円だと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

よろしいでしょうか。

ほかに歳入ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

総括質疑で忘れないうちに質問してしまいます。

先ほどの移動科学館の話。今年、私、町長名で入場者ちゅうかテープカットの案内なんか  
来て、出席の依頼が来て、私、初めて出席させてもらったんですけど、今年たまたま、た  
またまなのかどうか知らんけど、町長不在、副町長不在、総務課長が代理で挨拶していま  
した。

町長の公文書で依頼をされて行ったんだけど、テープカットする方は教育長も含めて、議  
長も含めて椅子はあったんですよ。私、蚊帳の外で、後ろにただ立っているだけで、御苦  
労さんの挨拶もなければ案内もなければ、町長、どういう立場で我々呼び込んだんですか。  
もう一回、そっからお伺いします。居なかった理由と。

町 長 野々村 仁 君

大変申し訳ございません。

あの日は私が体調不良のために出席できませんし、結果が出るまで皆さんに御迷惑をかけたらいけないという可能性もあったために欠席をさせていただきました。

急ぎよ、私はここにおりました、実際問題。次の日にきちんと検査を終えて、確定してから皆さんの前に出させていただいたという、大変お粗末な話でございますけども、そんな結果でございます。

また、御来賓なのに椅子も用意してなかった。大変申し訳なかったと感じております。今後そのようなことのないように、きちんと、御案内を差し上げた椅子の数だけは用意をさせていただきます。

何せ、ちょっと副町長も出張と重なって、私が残ってるはずだった、私がそういうことでありましたので、総務課長に代わりに入れていただいたと。

至らぬ私の配慮が足りなかったばかりに、そういう、御迷惑をおかけしたこと、まずは謝罪をさせていただきたいと思います。

今後、そのようなことのないように、きちんと席を取っておきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

理由を聞けば、訳のない理由なんだけど、次回からは欠席いたします。申し訳ないけど。

ここにいる前議長もさ、話ししたら、いやいや、毎年同じことやってんだっていう話だったんだよ。そんな所に二度と行くかといってい気にならないですか、町長。

人間としてねえ、今言っている、招待された側だよ。トナカイさんは、ちゃんと日陰の中にいましたよ。ねえ。あそこの会場に、役員ちゅうか、役場職員の方々もテントの中にいました。たまたま曇りで、このハゲた頭にも直射日光当たらなかったですけど、もう一人いた同僚議員も、何だこんなのって言っていましたよ。これからですよ、職員も含めて、町民と受付で対話する時間って出てくるでしょう職員も。そんなマナーが、町民のサービス低下につながるんですよ、町長。

町長の指導の下、これから研修、検討、きちっとしてってくださいよ。

職員として、マナーとして当たり前のことですよこれ。人と合って、朝、一時合ったとき、おはようございますの挨拶もするんですよ。日本人として、学校行ったら、こういう人とのマナーから教えてくれじゃないですか。そういうことをできないねえ、今の行政じゃ不平不満が、だんだん積もり積もってきますよ。

今後、町長、指導するかしないか、してくれるんだと思いますけど、もう一回、意気込み聞きたいと思います。

### 町 長 野々村 仁 君

意気込みっていうところまではないですけども、しっかりと、その点は社会人としてきちんとあるべき姿を見せていかなければならないという御指摘でございますので、しっかりと、その辺はきちんとお話をしていこうと考えております。

端的にそういう御指摘があるときには、こういう公の場でもいいですけども、あわよくば、私の席に来ていただいて、おいおいって、そういう話をしてもらおうと、ものすごくうれしく私も考えてございますので、指導の足りなかった部分と、それから、原因不明の体調不良が

そういうことだったということで、目配りもできなかった部分としては、もう本当に謝罪をしますけども、あと、それぞれ職員の方々にも、また、町民の方々にもお会いをしたときの対応というのは、それぞれ皆さんがきちんと考えておられると思いますけども、あとは、念を押して、きちんとそういう対応に足りない部分があるんだとすれば、お話をさせていただいて御指導させていただくということで、御理解をいただければと思っています。

一回そういうことがあったからといって、もうそんなもん知らんでやって言わないで、まずは、そういうことの御指導をいただいた後の部分を見ていただければと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

5 番 植 村 敦 君

総括なんで、69ページの防災関係でお聞きします。

先般、新しい備品庫ができました。実際、私が思っていた、描いていたよりも、ちょっと小さめかなというような気がするんですけども、現在、以前の備品庫、旧保育所に残っている、今もう備品も納められておると思うんですけども、残っているのは何割ぐらい残っているのでしょうか。

総務企画課長 早 坂 敦 君

お答えいたします。

正確な何割残っているのかというお答えは、なかなか難しいところありますけども、確かに、建ててみて、思ったよりもちょっと小さかったというのは、ちょっと正直なところが感想としては持っております。

今、まさに備品を動かしている最中でございまして、まだ、ちょっと、入れてる最中ということで、どれだけの物が入るかということも含めて、今、検討してる最中で、また今後、また、どこかに建てるといようなこともありましたが、それも参考にさせていただきながら、今後進めていきたいというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ささいな件でちょっと教えてほしいんですが、先ほど深澤議員が質問されたテレホンカードの件と、次の43ページの職員住宅の補修事業でこれだけ余ったということで、この点。

テレホンカードについては私も興味あるものですから、去年、心象館に視察に行って購入させてもらって、余っているというのは承知をしておったんですが、こういうのを課長どうなんすか、次長、町民にもこういう趣味で欲しい人も結構おりますんで、そういうものをこういう、見たら立派なもんですよ、心象館のテレホンカードたらね。だから、こういうのもね、さっき、いろんな処理を考えているようですけど、例えば、こういうもんありますとか、ああいう心象館で催しがあったときには、どうですかとか、それで少し処理していくのも一つでないのかなと思って。

大変立派なテレホンカードだなと思って、去年購入さしてもらいましたですけど、そういうのもどうなのかなと思って。余計なことかもしれんけど、次長、どう思われるか、その辺。

教育次長 伊 藤 一 男 君

御質問ありがとうございます。

テレホンカードということで、来館されている方の中には欲しいということで御購入されていく方もいらっしゃいます。

今議員おっしゃられましたけれども、今週末、また夕べの集いもイベントもございますので、その辺り、受付のところで置いて、その辺の販売促進も一つしてみたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

2 番 佐 藤 忠 志 君

いずれにしても、今買ってどうすんだということもあるんでしょうけど、趣味で集めている人もおりますんでね、少しでもこういう紹介していただければなと思います。

次に、町の職員住宅で、これだけ余ったというのは、どうして余ったのか。最初の予算と、予算の見積りが違ったのか。この余った理由について、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

職員住宅の修繕については、2事業計上しております、職員住宅管理費の方は、退去後の修繕を予定して予算を組んでいます。

4件分予算を上げておりましたけれども、実際は2件だったので、決算見込みということで100万円減額しております。

また、職員住宅補修事業の方につきましては、職員住宅の補修、こちらについては、年次計画的なものを持っております。こちらについては、役場のこちら側の裏の敷地にある職員住宅5棟の屋根と外壁の塗装を予定しておりますが、町の拠点計画の用地との兼ね合いということで予算を上げておりますが、その状況に応じて補修を実行するというようなことを考えておりましたけれども、今年度については、5棟は補修を実施することなく、その費用ということで235万4千円を減額したというところでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに総括の質疑ございますか。

6 番 無量谷 隆 君

今、総括の中で防災なのか総務なのかちょっと科目が分からないんですけど、今年、カヌーの形で、ダウンフェスタという形で幌延担当になっておりました。そういう中で、たまたまスタッフとして参加したんですけども、一応、幌延の中で感じたことは、交通整理の方、担当したんですけども、ある程度、目測で担当するするとか、そういう状態で目の届かない範囲内のとこで、一応、交通整理しなきゃならん場面がありました。そういうときには、デジタル無線の小さなものでもいいから、あれば連絡しやすいのかなって感じるんですけども、その辺、デジタル無線を防災関係でも必要でないのかなって感じで、ある程度、購入すべきでないかな、予算付けしたらいいんじゃないかなと感じたんですけども、その辺、防災と絡めてイベントの駐車場の管理、あるいは、そういうようなスタッフの連絡がスムーズにいけるように、ある程度、そういう機材を揃えてもよろしいんでないのかなって感じるんですけども、町長その辺いかがなものでしょう。

町 長 野々村 仁 君

はい、要するに何かイベントあるときの連絡使用に無線を買ったらどうだということなんでしょうか。

議 長 西 澤 裕 之 君

無量谷議員、補正に関わることではないので、次回、一般質問かなんかでやってもらっていいですか。

(野々村町長「よろしいですか」の声あり)

(無量谷議員『はい』の声あり)

ほかに総括。

3 番 深 澤 博 幸 君

たくさんあり過ぎて、ちょっと、あちこち飛び過ぎただけど、町民プールの保守事業なんですけど、これ、先ほど、何か塗装の剥げていたから云々って説明あったんですけど、これ、当初予算で発見ちゅうか、対処できなかったのかと。このためにプールは休業したんですか。休んだとしたら何日くらい休んなのか、ちょっとその辺。

教育次長 伊 藤 一 男 君

お答えいたします。

こちらの方につきましては、7年6月のオープンを目指しておりまして、工期がかかりますことから、補正でこの度上げさせていただいて、オープンまでに間に合うように塗装工事を終わらせたいということでございます。

プール自体は、今年度、運営を行いまして、休館とかではなくて運営は終わっておりまして、前年度、幼児用のプールの塗装を終わっておりまして、今回、一般の方の塗装ということで計上させていただいているものです。よろしく願いいたします。

3 番 深 澤 博 幸 君

私、聞きたいのは、年度途中じゃなくて、当初予算でちゃんと計画的にやれなかったのかっていう聞きたいんですけど、今言ったら、幼児用はできたんですけど、云々って話で、オープン前に完成したという理解でよろしいですか。当初で何で上げれなかったということを知りたいんですけど。

教育次長 伊 藤 一 男 君

こちらの方につきましては、7年度当初で上げようということで委員会の方では予定しておりましたが、工期がかかるということで、それであれば12月で補正を上げて、7年度のオープンに間に合うように、工期がかかりますので、それで今回12月補正で上げさせていただいて、7年度のオープンに間に合うようにしたいということでございます。よろしく願いいたします

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、総括ございますか。

4 番 高 橋 秀 之 君

今回のこの予算書の中で職員の人件費、給料、再任用職員の給料も、いろんなところで減額されていると思うんですけど、これ、職員の募集に努めているってさっき答弁の中にあっ

たんですけど、どういう職員の募集の仕方をしているのか教えていただきたいんですけど。  
総務企画課長 早坂 敦君

全般的な職員の募集の仕方ということで、私の方から御答弁させていただきますけども、基本的には、まず、職員を募集する際にはハローワークですとかそういったものもありますけども、今現在、ちょっと力を入れて取り組んでいるところは、ネット環境を利用した募集ということで、民間の企業、求人っていうところをやっているとありますので、そういったところに、ちょっと手数料的なものは掛かりますけども、そういったところにおいて、全国的に広くちょっと募集をかけて、道外からも来ていただけるような仕組み作りをして、募集を努めていると、それが正職員の関係ですね。

会計年度任用職員に関しまして、各担当において、それぞれ募集をかけるというような形執っておりますけども、こちらに関しましては、何ていうんでしょうか、職種を限定した形の中で募集かけたりですとか、そういった形を執っておりますので、今現在、募集をしているのはホームページですとか告知端末機、そういったものが主に募集の告知をしているというような状況でございます。

#### 4 番 高橋 秀之君

いろんな募集をかけているのは分かるんですけど、こういう時代で、人手不足で役場の職員もそうかもしれないけど、いろんな企業で人手不足になっている今のこの時点で、何ていうか、その募集の仕方ですとか人が集まるっていうか、何ていうか、俺は集まらないんじゃないかなと思うんですけど、その辺は今の募集の仕方ですとか、何ていうか満足しているのか。それとも、まだ強烈な募集をかけて人を職員を雇うとしてるのか、それをちょっとお伺いしたいんですけど。

#### 副町長 岩川 実樹君

議員の御指摘、まさにそのとおりだと思います。

我々としても、従来のこちらからの一方的な募集しますよ、来てくださいというやり方では、なかなか、もう人が集まらない状況になってきているっていうのは十分認識しております。先ほど課長答弁にもありましたように、全国的なその求人サイトですか、そちらの方を、またお金を使って、手数料を払って求人広告を出したり、あるいは、今年度ですと新卒の募集のために天塩高校や稚内大谷高校に訪問して、新卒者で公務員試験を受けてくれる方いませんかというようなお願いもしてきましたけども、いかんせん、この少子化で、なおかつ、やはり景気が上向いてくると公務員離れっていうのが著しいんですね。皆、札幌圏の大学、専門学校や就職先もそちらに民間の方へ流れてしまうという状況で非常に厳しいなというふうに感じております。

でも、やはり、この現状このままでいては、やはり、肝心の職員の不足数っていうのは補えないものですから、何か、やはり我々としても有効な手だてを、もっと有効な手だてを考えていかなければならないなというふうに考えておりますので、そういった、学校訪問等を近隣のみならず上級職の採用なんかも見据えて、札幌圏の方まで出向いていかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

4 番 高 橋 秀 之 君

最後なんですけど、やっぱり職員がいないってことは住民のサービスの低下にもつながるし、職員がいなくなる、いないってことは、ほかの職員にも仕事量が増えて、負荷が増えてくるってことがあると思うんですよ。その辺を十分考慮して、一生懸命、募集に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

副町長 岩 川 実 樹 君

力の限り頑張りたいと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに総括の質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

(15時00分 休 憩)

(15時15分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11 議案第4号「令和6年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第4号「令和6年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第1号」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、出産育児一時金の対象者数が当初の予定を上回る見込みであることによる給付費の調整、特定健康診査の受診者数確定に伴う事業費の調整などによるものです。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に457万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,769万2千円にしようとするものです。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

16ページをお開きください。

初めに、歳出ですが、1款1項1目、一般管理費では、職員の人事異動などに伴い、2節、

給料で41万8千円の増、3節、職員手当で96万7千円の増、4節、共済費で11万8千円の増で、国民健康保険会計人件費としては150万3千円の増額です。そのほか、総合行政システムなどの標準化対応時期の延期に伴い、13節、使用料で7万7千円の増で、合わせて158万円の増額です。2款1項2目、一般被保険者療養費では、給付実績が当初予算額を上回ったことから、今後の給付を見込み、18節、負担金で14万円の増額です。2款3項1目、出産育児一時金では、対象件数が当初予定を上回る見込みであることから、18節、補助金で50万円の増額です。

18ページをお開きください。

4款1項1目、特定健康診査等事業費では、事業費の確定により、8節、旅費で3万円の減、10節、需用費で6千円の減、12節、委託料で91万8千円の減で、合わせて95万4千円の減額です。5款1項1目、償還金では、過年度分保険給付費等交付金の精算により、22節、返還金で21万6千円の増額です。7款1項1目、予備費では、この度の補正の調整のため、309万7千円の増額です。

次に、歳入であります。14ページをお開きください。

2款1項1目、保険給付費等交付金では、保険給付費を補填する普通交付金で、歳出2款、保険給付費の補正額と同額の64万円の増、特別交付金で、特定健診受診者数の確定に伴う精査により3万7千円の増で、合わせて67万7千円の増額です。4款1項1目、一般会計繰入金では、決算見込額により精査の結果、保険基盤安定等繰入金で203万6千円の増、その他一般会計繰入金で185万6千円の増、合わせて389万2千円の増額です。5款1項1目、繰越金では、前年度繰越金の確定により1万円の増額です。

以上、議案第4号「令和6年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号「令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件

を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

議案第5号 令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、看護師人件費のうち未採用となった期間の精査及び派遣看護師委託料の増、スポット派遣医師に係る費用の増、老朽化した電話種装置及び電話機の更新、医療技術者住宅整備事業、スプリンクラー設置事業等の精査について、歳出予算を調整するものです。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ312万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,666万6千円にしようとするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、第1表により御説明いたします。

2 ページをお開きください。

歳入については、4款、繰入金312万2千円の増で、歳入合計312万2千円の増額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款、診療所費312万2千円の増で、歳出合計312万2千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順に、補正の主なものについて、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

20 ページをお開きください。

1款1項1目、診療諸費は、既定の予算額6億1,915万8千円から350万7千円を減額し、6億1,565万1千円としており、補正の内訳は、診療所人件費では看護師の未採用期間の精査、人事院勧告に伴う人件費の精査に伴い、2節、給料で367万2千円、3節、職員手当で259万9千円、4節、共済費で177万6千円の減額です。次に、診療所業務費では最低賃金の改定等に伴い、1節、報酬で22万1千円、2節、給料で244万4千円、3節、職員手当で174万2千円、4節、共済費で82万5千円の増。購入から相当の年数が経過している医療機器の突発的な故障に備えるため、修繕料50万円の増額です。

次のページをお開きください。

12節、委託料では、12月末に退職する看護師の補充が見込めないことから派遣看護師により対応することとし、看護師派遣業務委託料として317万8千円の増及び派遣看護師居住用として一般備品83万円の増額です。次に、診療所管理費につきましては、劣化した非常照明用蓄電池の交換及び施設内の突発的な修繕に備え、10節、修繕料で70万8千円の増、経年劣化による電話種装置及び電話機を更新するため、17節、一般備品で326万7千円の増額です。次に、医療技術職員住宅整備事業につきましては、契約執行残として12節、委託料で11万円、14節、工事請負費で626万1千円の減額。スプリンクラー整備事業につきましても、12節、委託料で42万9千円、14節、工事請負費で342万

1千円の減額です。次に、診療情報システム整備事業につきましては、PCカードを追加する必要が生じたことから、17節、一般備品79万6千円の新規計上です。次に1款1項2目、医師業務強化費では、既定の予算額3,138万6千円に662万9千円を追加し、3,801万5千円としており、補正の内訳につきましては、出張医の派遣回数増加に伴い、1節、報酬で463万8千円、3節、職員手当で120万円、8節、旅費で79万1千円の増額です。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

4款1項1目、一般会計繰入金では、この度の補正による財源調整として312万2千円の増額です。

以上、議案第5号「令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

説明にもあったんですけども、21ページになります。

消耗品費で修繕料を50万、それから、23ページで、診療所修繕料70万と8千円。説明の中で突発的な事故に備えてということがありました。突発的に備えて、これは、別にどこかに置いてあるというか、積んであるんでしょうか。どういうふうに処理されているのか伺います。また、これらは今回だけが初めてなのか、今までもそういうふうに突発的に備えて、こういうふうに修繕料ということで蓄えてあるのかどうか伺います。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

お答えいたします。

蓄えておいてあるわけではございません。当初予算でも50万円の修繕料、管理費では付けておりましたけども、こちらにつきましては、エアコンの修理等々で既に予算が底を尽きかけておりますので、今後、更なる施設内の修繕が発生した際に備え、予算を確保しようとするものであります。

医療機器につきましても、修繕料、必要なものは当初予算では見ておりましたが、それ以外にいつ壊れるか分からない医療機器が、経年劣化で年数の経過した医療機器ございますので、それらが急に壊れても対応できるように予算を確保しようとするのであります。

また、これにつきましては、発生しなければ当然3月に落とすということになりますので、積立ててどっかに置いておくということではございません。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

国民健康保険診療所ということで、町のホームページを見ると、職員配置で令和6年4月1日現在34人がいますよということで報告されています。でも、この6ページの給与明細表、総括職員数38人というふうになっています。この4人の差はどこから出るのかをお伺いしたいと思います。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

ホームページ載っている情報ですけども、4月1日の状況となっておりますので、その後、会計年度任用職員の採用等でずれている部分もありますので、最新のものに更新をしたいと思います。申し訳ございません。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。ありがとうございます。

最後に、もう一点は、12月2日からマイナンバーカードで保険証の代わりにして診療してくださいということが広報ほろのべにも出ていました。突然、幌延の町立病院に行って、マイナンバーカードが保険証と連携されていないよったら、資格証を持ってきてくださいというふうに広報に載っています。これは、先に資格証を手続き取らないと町立病院、マイナンバーカード見せても駄目なのか、それとも、町民であれば先に診療を済ませて、次回来るときでも資格証、又は連携されていないんなら手続取ってくださいというふうに優しい対応してくれるのか伺います。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

マイナンバーカードによる受診につきましては、保険証の連携ができていなくても診療所の機械の方で、その場で連携することができます。また、現行の保険証につきましても、来年までは、有効期限までは使えますので、まだ資格証等を送られていない方が大半かと思っております。

資格情報の確認のお知らせは来てますけども資格証を持ってきている方は現在もおりません。従来の保険証、若しくはマイナンバーカードをお持ちいただければ保険診療で受診できることになっております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号「令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村上貴紀君

議案第6号「令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、後期高齢者医療システムの標準化対応時期の延期に伴う標準準拠システム移行事業の減額と広域連合納付金の確定による負担金の減額によるものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、既定の予算総額から788万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,379万8千円にしようとするものです。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

初めに、歳出ですが、1款1項1目、一般管理費では、今年度中の標準化対応を予定していた後期高齢者医療システムについて、標準化対応時期の延期に伴い、12節、委託料で494万7千円の減、13節、使用料で34万3千円の増で、合わせて460万4千円の減額です。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金では、今年度、納付金の確定に伴い、保険料等負担金で、337万1千円の減、療養給付費負担金で8万6千円の増で、納付金総額で328万5千円の減額です。

次に、歳入ですが、6ページをお開きください。

1款1項、後期高齢者医療保険料では、被保険者の異動等に伴う現年度保険料の精査により、1目、特別徴収保険料で、424万円の減、2目、普通徴収保険料で234万1千円の増、保険料総額で、189万9千円の増額です。2款1項、一般会計繰入金では、繰入基準に基づき、それぞれ精査した結果、1目、事務費繰入金で473万4千円の減、2目、保険基盤安定繰入金で157万8千円の減、3目、療養給付費繰入金で8万6千円の増、一般会計繰入金総額で622万6千円の減額です。3款1項1目、繰入金では、前年度繰入金の確定により23万6千円の増額です。

以上、議案第6号「令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号「令和6年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

議案第7号「令和6年度幌延町介護保険特別会計補正予算第2号」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定ともに、人事院勧告による給与改定等に伴う人件費、及び、共済費率の確定に伴う調整と。保険事業勘定では、人事異動などによる人件費の精査及び標準準拠システムの移行時期の延期による委託料の減額補正です。

1 ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ、既定の予算総額から1,255万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,782万6千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億4,755万2千円に、介護サービス事業勘定は1,027万4千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

まず、保険事業勘定から御説明いたします。

24 ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、人事異動などによる人件費の精査や給与改定、期末勤勉手当支給率改定及び共済組合等負担金の負担率変更に伴い、給料303万6千円、職員手当43万円、共済費113万8千円の減で、保険事業勘定人件費全体で460万4千円の減額です。委託料では、先ほども御説明いたしました標準準拠システムの移行時期の延期による委託料634万9千円の減額です。3款3項5目の生活支援体制整備事業では、当初予算人件費の精査の結果、給与57万4千円、職員手当152万2千円、共済費43万9千円の減で、生活支援体制整備事業費全体で253万5千円の減額です。6款1項1目、予備費につきましては、この度の補正の調整により58万3千円の増額補正です。

次に、歳入であります。22 ページへお戻り願います。

2款2項2目及び4款2項1目、地域支援事業交付金は、交付金対象事業である生活支援体制整備事業費の減額に伴い、交付金も変更となることから、国庫補助金97万6千円、道補助金48万8千円の減額補正です。6款1項2目、地域支援事業繰入金は、生活支援体制整備事業費の減額に伴う町負担金48万8千円の減額、4目、その他一般会計繰入金は、職

員給与等繰入金で、この度の人件費の補正と同額の460万4千円の減額、事務費繰入金では、標準準拠システムの移行時期の延期による委託料の減と、使用料の増額分を差し引いた630万円の減額です。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

30ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、給与改定や期末勤勉手当支給率改定等に伴い、給料14万8千円、職員手当12万3千円、共済費2万8千円の増で、介護介護支援事業、人件費全体で29万9千円の増額です。

次に、歳入であります、28ページにお戻り願います。

1款1項1目、介護サービス事業費収入は、居宅介護サービス分の計画作成件数が当初予算を下回ることから、14万円の減額です。2款1項1目、一般会計繰入金は、介護支援事業繰入金で、この度の人件費の増額分と介護サービス計画費収入の減額分43万9千円を増額するものです。

以上、議案第7号「令和6年度幌延町介護保険特別会計補正予算第2号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号「令和6年度幌延町簡易水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第8号「令和6年度幌延町簡易水道事業会計補正予算第1号」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、収益的収入及び支出では、人件費の精査に伴う増額及び令和6年度取引分に係る納付消費税額の新規計上、資本的収入及び支出では、北海道発注工

事に伴う支障水道管移設工事施工に係る補償費の新規計上及び配水管布設工事等の事業費精算に伴う減額によるものであります。

1 ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、収入におきましては、令和5年度分企業債借入額確定に伴い、一般会計からの補助金を精査し、第1款 簡易水道事業収益における既決予定額5,176万3千円を1万円増額し、5,177万3千円に改め、支出におきましては、人件費の精査及び令和6年の取引分に係る納付消費税額の新規計上により、第1款、簡易水道事業費用における既決予定額6,321万3千円を150万1千円増額し、6,471万4千円に改めるものです。第3条、資本的収入及び支出の補正では、収入におきましては、配水管布設工事等に係る事業費の減額及び支障水道管移設工事施工に係る補償費の新規計上に伴う財源の精査により、第1款、資本的収入における既決予定額1億575万7千円を166万5千円減額し、1億409万2千円に改め、支出におきましては、配水管布設工事等における事業費の精査及び令和5年度分企業債借入額の確定に伴い、第1款、資本的支出における既決予定額、1億1,182万2千円を158万5千円減額し、1億1,023万7千円に改めるものです。第4条、企業債の補正では、予定していた企業債の限度額を対象事業費の減額等に伴い、既決予定額4,350万円を240万円減額し、4,110万円に改めるものです。第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の増額補正に伴い、既決予定額1,475万8千円を98万3千円増額し、1,574万1千円に改めるものです。第6条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助金を事業費精査等に伴い、既決予定額4,778万4千円を230万2千円減額し、4,548万2千円に改めるものです。

次に補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書により御説明いたします。

25ページ、26ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款2項2目、他会計補助金において、令和5年度分企業債借入れに係る償還金利子額の確定に伴い、1節、他会計補助金を1万円増額しようとするものです。

続きまして、27ページ、28ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項4目、総係費において人件費の精査に伴い、2節、給料を19万円、3節、手当を66万4千円、5節、法定福利費を18万6千円増額。また、1款2項2目、消費税及び地方消費税においては、令和6年度取引分に係る税額を1節、消費税及び地方消費税に50万円、新規に計上しようとするもので、その他費用につきましても精査の上、所要の補正を行おうとするものです。

続きまして、29ページ、30ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款1項1目、企業債において、配水管布設工事に係る事業費の精査及び支障水道管移設工事施行に伴う補償費の収入を見込み、240万円減額、同様に1款2項1目、他会計補助金に計上した1節、他会計補助金を230万円減額、また、1款4項2目、工事負担金においては、先ほど申し上げた北海道からの支障水道管移設工事に係る補償費として319万2千円を新規に計上するものです。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項1目、原水及び浄水設備建設改良費においては、水道施設整備設計業務に掛かる23節、委託料を36万3千円減。また、配水管布設工事2件に係る事業費の精査に伴い、25節、工事請負費を119万円減額しようとするもので、その他費用につきましても、精査の上、所要の補正を行おうとするものです。

以上、議案第8号「令和6年度幌延町簡易水道事業会計補正予算第1号」の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、収入支出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、収入支出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号「令和6年度幌延町下水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第9号「令和6年度幌延町下水道事業会計補正予算第1号」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、収益的収入及び支出では、下水道関連計画策定等に係る事業費精査に伴う国庫補助金の減額、人件費の精算に伴う増額、下水道関連計画策定等事業費の精査に伴う減額、及び、令和6年度取引分に係る納付消費税の新規計上、資本的収入及び支出では、下水道管路改修工事等の事業費精査に伴う減額によるものであります。

1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、収入におきましては、下水道関連計画策定等業務にかかる事業費の減額に伴い、国庫補助金等の財源を精査し、第1款、下水道事業収益における既決予定額2億429万8千円を220万9千円減額し、2億208万9千円に改め、支出におきましては、人件費の精査による増額、下水道関連計画策定等事業費の精算に

よる減額及び令和6年度取引分に係る納付消費税額の新規計上により、第1款、下水道事業費用における既決予定額2億2,730万1千円を220万9千円減額し、2億2,509万2千円に改めるものです。第3条、資本的収入及び支出の補正では、収入におきましては、下水道管路改修工事等に係る事業費の減額に伴い、企業債、一般会計補助金、及び国庫補助金を精査し、第1款、資本的収入における既決予定額2億5,203万2千円を1,115万1千円減額し、2億4,088万1千円に改め、支出におきましても、下水管路改修工事等の事業費の減額及び令和5年度分企業債借入額確定に伴う精査により、第1款、資本的支出における既決予定額2億5,203万2千円を1,115万1千円減額し、2億4,088万1千円に改めるものです。第4条、企業債の補正では、予定していた企業債の限度額を対象事業費の減額等に伴い、既決予定額合計4,550万円を90万円減額し、4,460万円に改めるものです。第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の増額補正に伴い、既決予定額1,202万5千円を102万3千円増額し、1,304万8千円に改めるものです。第6条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助金を関連事業費の精査に伴い、既決予定額2億1,099万4千円を482万5千円減額し、2億616万9千円に改めるものです。

次に、補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書で御説明いたします。

25ページ、26ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款2項2目、国庫補助金において、下水道関連計画策定等に係る事業費の精算に伴い、1節、国庫補助金を236万5千円減額しようとする。

続きまして、27ページ、28ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち支出につきましては、1款1項4目、総係費において、人件費の精査に伴い、2節、給料を31万2千円、3節、手当を61万円、5節、法定福利費を14万1千円増額。また、下水道関連計画策定等に係る事業費の精査に伴い、23節、委託料を473万円減額、1款2項2目、消費税及び地方消費税において、令和6年度取引分に係る税額を1節、消費税及び地方消費税150万円新規に経由計上しようとするもので、その他費用につきましても、精査の上、所要の補正を行おうとするものです。

続きまして、29ページ、30ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては、下水道管路改修工事等の事業費減額に伴い、1款1項1目、企業債を90万円、1款2項1目、他会計補助金において、一般会計からの補助金を375万2千円、1款3項1目、国庫補助金において、社会資本整備総合交付金を527万円減額しようとするものです。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項1目、管渠建設改良費において、下水道管路改修に係る調査に伴う23節、委託料を81万4千円、下水道管路改修に伴う25節、工事請負費を910万8千円減額、1款2項1目、企業債償還金においては、令和5年度分企業債借入額確定に伴い、1節、企業債償還金を122万9千円減額しようとする。

るもので、その他費用につきましても、精査の上、所要の補正を行おうとするものです。

以上、議案第9号「令和6年度幌延町下水道事業会計補正予算第1号」の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、収入支出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、収入支出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

今回の補正に直接関係ないんですけど、当初予算、3月の議会でも質問いたしました、カラーマンホールが、なんか12月ぐらいには完成するという答弁だったんですけど、その進捗状況というか、お知らせ願いたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えします。

カラーマンホールの策定作業については順調に進んでおりまして、周知用のパネルも併せて作成しておりまして、こちらがまだ中身作成している途中でございます、年明けに完成はなのかと思っております。

全体の完成は、一応、契約自体は3月下旬での納期を見込んでおり、中身の精査を今、周知パネルの方を、特に重点的にやっている状況です。

3 番 深 澤 博 幸 君

展示はいつから始められるのか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

パネルとマンホールセットというふうに考えておりますので、納品してから速やかに展示の方は進めたいなと思っております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第1号 「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、本日より、次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項、事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、派遣する議員は議長において指名することに決定しました。

日程第18 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和6年11月28日付をもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から、所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和6年第6回幌延町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(16時02分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 4番 高橋秀之

署名議員 5番 植村 敦

以上、記録する。

書記係長 藤田秀紀